

平成27年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成27年6月18日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成26年度京丹波町繰越明許費繰越計算書
- 第 4 報告第 2号 平成26年度京丹波町事故繰越し繰越計算書
- 第 5 議案第60号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約について
- 第 6 議案号61号 平成27年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について
- 第 7 議案第62号 平成27年度 町営バス（小型バス）購入契約について
- 第 8 議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）
- 第10 請願第 5号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する請願書
- 第11 発議第 2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書
- 第12 発議第 3号 「共通番号制度（マイナンバー制度）」の中止を求める意見書
- 第13 閉会中の継続調査について
- 第14 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 森 田 幸 子 君
- 2番 松 村 篤 郎 君
- 3番 原 田 寿 賀 美 君
- 4番 梅 原 好 範 君
- 5番 山 下 靖 夫 君

- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君
- 8 番 北 尾 潤 君
- 9 番 鈴 木 利 明 君
- 1 0 番 篠 塚 信太郎 君
- 1 1 番 東 まさ子 君
- 1 2 番 山 崎 裕 二 君
- 1 3 番 村 山 良 夫 君
- 1 4 番 山 田 均 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 参 事 山 田 洋 之 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
- 企画政策課長 久 木 寿 一 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保健福祉課長 下伊豆 かおり 君
- 子育て支援課長 津 田 知 美 君
- 医療政策課長 藤 田 正 則 君
- 農林振興課長 栗 林 英 治 君
- 商工観光課長 山 森 英 二 君
- 土木建築課長 十 倉 隆 英 君
- 水 道 課 長 山 内 和 浩 君

会 計 管 理 者	谷 口 誠 君
瑞 穂 支 所 長	川 畷 勇 人 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	中 尾 裕 之 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・篠塚信太郎君、11番議員・東まさ子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において各常任委員会が開催され、提出議案等について協議されました。

6月16日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

本会期中に受理した要請書をお手元に配付しております。

小畑代表監査委員から欠席の申し出があり受理しましたので、報告します。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告をします。

本会議終了後、この場において全員協議会を開催します。議員の皆さんは大変ご苦労さまですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成26年度京丹波町繰越明許費繰越計算書～日程第4、報告第2号 平成26年度京丹波町事故繰越し繰越計算書》

○議長（野口久之君） 日程第3、報告第1号 平成26年度京丹波町繰越明許費繰越計算書から、日程第4、報告第2号 平成26年度京丹波町事故繰越し繰越計算書までを一括議題とします。

町長の報告を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていた

だくことになりました。議員各位には、連日熱心にご審議いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第1号 平成26年度京丹波町繰越明許費の繰越計算書について、説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回、報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決をいただきました一般会計総合計画等策定事業ほか25件、水道事業特別会計、水道事業ほか1件の翌年度繰越額の総額11億3,626万6,000円であります。

これらに充当します財源は、既収入特定財源1,106万7,000円。国府支出金3億2,519万5,000円。地方債4億9,390万円。その他の財源412万9,000円。一般財源3億197万5,000円であります。

続きまして、報告第2号 平成26年度京丹波町事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越として歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として平成26年第1回議会定例会で議決をいただきました一般会計道路新設改良事業のうち、社会資本整備総合交付金事業、丹波パーキングエリア整備であります。本施設の関連事業として整備予定でありました調整池及び道路用地として土地売買契約を締結した一部の土地において、所有権移転仮登記の抹消手続等に不測の期間を要し、土地購入の年度内完了が困難となったものであり、翌年度繰越額は1,108万3,000円であります。

なお、充当します財源は一般財源であります。

以上、報告第1号並びに第2号の説明といたします。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

《日程第5、議案第60号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約について～日程第7、議案第62号 平成27年度町営バス（小型バス）購入契約について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第60号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約についてから、日程第7、議案第62号 平成27年度 町営バス（小型バス）購入契約についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第60号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約につきましては、株式会社河野建設と4,582万5,480円をもって契約を締結することについてであります。

本橋梁は昭和44年に架設され、既に45年が経過し老朽化が進む橋梁でもあります。本工事は、平成23年度に策定しました京丹波町橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するものであり、橋を良好な状態に保ち、耐用年数の延長を図るものであります。

なお、工期は平成28年1月15日までといたしております。

議案第61号、平成27年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約につきましては、小型動力ポンプ付積載車5台を大槻ポンプ工業株式会社から3,979万8,000円で購入しようとするものであります。

配属先は瑞穂支団に3台、和知支団に2台を計画しております。

議案第62号、平成27年度町営バス（小型バス）購入契約につきましては、小型バス1台を有限会社野村自動車工業から661万2,840円で購入しようとするものであります。

和知バス事業所管理の町営バスのうち、運行年数が16年を経過し、老朽化が著しい車両について更新を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第60号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約について、補足説明のほうをさせていただきます。

施工場所につきましては、議案第60号資料の1枚目、位置図を添付しておりますので、A4横長の向きでござんいただきたいと思っております。右側が京都方面であり、中央の由良川を

挟みまして右岸に主要地方道市島和知線、左岸側に国道27号が並走しており、図面左上部に本日お願いしております丸山橋が位置しております。本橋梁は位置図でもおわかりのように、広瀬区と出野区の両岸の集落を連絡する橋梁であり、1級河川由良川と主要地方道市島和知線をまたぐ、町道角三ノ宮線に位置する橋梁となっております。また、本橋梁がまたいでおります府道市島和知線につきましては、連続雨量による通行規制区間であるため、避難路としても防災上重要な橋梁となっております。橋梁の概要につきましては昭和44年に架設されたものであり、4径間の単純H形鋼橋で橋長85メートル、幅員3.5メートル。地覆を含む全幅につきましては4.2メートルで耐過荷重14トンの通行制限ありの橋梁となっております。

本工事につきましては、平成23年度に策定いたしました京丹波町橋梁長寿命化修繕計画に沿って進めるものであり、町が管理します橋梁346橋のうち、約20%を占める66橋が建設後50年を経過した高齢化橋梁であり、年々老朽化する橋梁が増加していくこととなるため、従来の事後保全型から予防保全型へと維持管理の手法を転換し、橋を良好な状態に保ち、耐用年数の延長を図るものであり、本橋で4橋目の補修工事ということになります。

工事の内容につきましては、資料2の補修一般図と資料3の工事概要のとおりでございます。通行者の安全な利用のため、経年による腐食が進行し、また基準高さが確保できていない高欄を、現行基準により改修するとともに、床版の補強を行ってまいります。また、補修後の橋梁の長寿命化のため、橋面防水や表面保護、伸縮装置の取り替えや鋼製部材の塗替工を行うこととしております。

資料4として工事発注時点の工程表を添付しております。今後、請負業者のほうから施工計画書や架設計画書による架設構造物の河川占用協議のほうが提出された後、工事を進める計画としております。

なお、本工事の契約につきましては、議案第60号のとおり契約金額4,582万5,480円、契約の相手方、京都府船井郡京丹波町才原宮ノ前13番地3、株式会社河野建設、代表取締役沼田忠則、契約期間は平成28年1月15日までとしてお願いするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第60号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第61号 平成27年度小型動力ポンプ付積載車購入契約につきましては、補足説明を申し上げます。

今回の小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては、老朽化に伴う更新を行うものであ

りまして、購入いたします車両台数は合計5台でございます。

配属先となります各部の、現有車両の経過年数でございますが、瑞穂支団第2分団第2部井脇、同じく第2分団第4部八田・小野、同じく第4分団第1部保井谷、栗野及び和知支団、第4分団第2部才原では、平成8年の導入でございます、19年が経過をするものでございます。また、和知支団第2分団第2部大迫、長瀬、塩谷では、現在3台の車両を保有しておりまして、平成8年と平成9年の導入でございます18年から19年が経過している状況でございます。

今回の消防車両購入によりまして、当初計画しておりました全ての消防車両の更新が完了したこととなります。今後におきましては、京丹波町消防のあるべき姿につきまして、平成20年1月に京丹波町消防団組織等審議会からの答申を受け、京丹波町消防団の組織等についての基本方針を定めたところでありまして、その中でおおむね10年を目途として団の統合改編も検討することとしておりますので、消防車両につきましても、団の統合再編と合わせて今後整理することといたしております。

それでは議案を読み上げまして、説明とさせていただきます。

議案第61号 平成27年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について。平成27年度小型動力ポンプ付積載車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。記。1、契約名、平成27年度小型動力ポンプ付積載車購入契約。2、契約金額、3,979万8,000円。3、契約の相手方、京都府綾部市本町7丁目67番地の2、大槻ポンプ工業株式会社、代表取締役大槻浩平。4、契約の方法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1項第1号の規定による指名競争入札。5、契約履行場所、京都府船井郡京丹波町蒲生地内京丹波町役場。6、契約期間、議会の議決を得た日から平成28年1月29日まで。平成27年6月18日提出、京丹波町長寺尾豊爾。

なお、説明資料としまして、購入を予定しております車両の概況・写真・入札結果表を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。と存じます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第62号 平成27年度町営バス（小型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町の町営バスは現在、中型バス13台、小型バス2台、ワゴン車2台、合計17台を保有しております。平成27年度において更新いたしますのは、29人乗り小型バス1台と14人乗りワゴン車1台で、いずれも和知管理で運行するものでございます。この更新する2台のうち、今回議会の議決をお願いするのは、一般にマイクロバスと呼ばれておりますが、29人乗り小型バスの購入契約でございます。現車両は16年が経過しており、安全確保や維持管理の観点から更新するものでございます。

契約名は、平成27年度町営バス（小型バス）購入契約。契約金額は661万2,840円。契約の相手方は、京都府船井郡京丹波町本庄島崎6番地3有限会社野村自動車工業、代表取締役野村司。契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による条件付一般競争入札。契約履行場所は、京丹波町本庄地内（和知バス車庫）。契約期間は議会の議決を得た日から平成27年11月30日までとしております。

なお、議案の次にバスの概要を添付しておりますので、ご確認ください。その中で車体の色でございますが、白としております。その理由は、今年度観光PR用のラッピングバスを施工する予定ですが、このバスもその対象としておりまして、効率よく実施できるように備えるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第60号、平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約についての質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 先ほど、今回提案になっております丸山橋の橋梁補修工事にかかわって、長寿命化計画に基づいて本町で4本目というんですか、補修だという説明もあったわけでございますけども、長寿命化計画に基づいてそれぞれ橋梁等の補修が進められてると思うんですが、改修が必要な橋梁っちゅうのは何件あって、今後、改修の予定というのはどのような計画になっておるのか、ちょっと合わせて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 改修が必要な橋梁といいますが、5年ごとに橋梁については点検をするようになっておりまして、先ほども申し上げましたとおり、ほとんどの橋梁が、あと、現在346橋、町のほうの管理の橋梁があるわけなんですけど、その20%が66橋。66橋が建設後50年を経過しているということでございます。

建設後50年を経過しますと、何らかの補修が必要となってまいりますけど、その順位、橋

梁の順位を決めていくのは、健全度とその年度ごとの財政状況、そういった部分を考慮しまして修繕の計画のほうを立てております。本来でしたら、もう少し多くの橋梁を修繕していかないと、この50年後に間に合わないということになるんですが、この事業につきましては国の補助金を受けて実施しておりますので、その優先順位と、その年度の予算の状況を確認しながら随時補修のほうを行っていきたいというふうに考えておまして、今後100橋の橋梁の修繕を順位を決めて、毎年補修のほうは行っていくこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 当然、たくさんあるという中で順位を決めていかんなんと思うんですが、基本的な順位の決め方ですね、優先順位というのはどういうものを基準にされとるのかということをお尋ねしておきたいということと、もう1つ、今回の提案されております契約期間が、来年の1月15日までということになっております。現在の丸山橋の使用状況は、通行禁止にはなっていないと思うんですけども、その期間は通行、工事中はいわゆる止めるということになろうと思うんですけども。特にこれまでから言われておりますように、広瀬区の場合には、由良川等が台風等で氾濫に近いような状況になればですね、集落からおりていけないということになりますと、この丸山橋を利用して国道27号のほうへもこう出ていくということになろうと思いますが、もちろん町道の迂回路があつて、狭いですけども、和知の本庄のほうといいますか、中心部のほうへ抜けられるようになっておるんですけども、その辺の通行等の関係は、災害とかいざというときの対応というのはどういうように考えておられるのか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 順位の決定につきましては、先ほども申し上げましたように、健全度。健全度の中には橋梁の諸元なり、迂回路があるかないか、また交差の条件や橋梁の規模、あと路線の重要性なり供用の年数、道路の種別、あと添架物があるかないかということで、水道管なり下水道管が添架しているかといったこと、全てを含みまして健全度で順位を出して、その年に割り当てられる予算の中で修繕がしていけるように、大体、五、六橋の候補を毎年持っております、その中から割り当てられた予算内で工事を進めることとしております。橋梁の橋長が15メートルを超える橋梁につきまして、重要性の高い橋梁ということにしておまして、当然、架け替えるとなると橋長が長くて橋脚が高い橋梁につきましては架設費用のほうも高くなりますので、そういった橋梁を優先して補修のほうを行っていき、維持管理コストの低減を図っていくこととしております。

また、今言われました、工期の関係なんです、角から広瀬へ抜ける町道、角広瀬線というのが迂回路としてあるわけなんです、その路線につきましても、降雨時に法面の土砂がずることもございます。そういった関係もございまして、できるだけ上部工の通行規制を最小限に抑えて、降雨時期、取水時期を外した形で工程を組んで、今まだ先ほどつけております工程表は、発注時点の工程表でございますので、今後本契約を締結いたしまして、工事業者の施工計画書、また、取水期に入りますので、下部工の架設の関係もございますので、そういった部分と調整しながら、住民の方に支障とならないような通行規制の協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 一定、そういう対応も含めて通行規制も行っていくということでございますけれども、周知の関係ですね、住民の皆さんへの。それはよく工事をしとる場合に、工事の手前に工事中の看板等もあるわけでございますけれども、この今回の橋梁の改修の場合については、どのような徹底といたしますか、住民の皆さんにしっかり知っていただくと言いますか、周知が大事だと思うんですけれども。その辺は特段考えておられるかどうか、合わせて伺っておきたいと思っております。

先ほどもありましたように、この今回の予定されている丸山橋というのは、非常に集落にとっても大事な橋だというように聞いておるわけで、それだけ利用度もあるということから考えますと、十分、利用される皆さんによく理解をしていただいておりますということも大事だと思いますので、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 通行規制の周知につきましては、区長さんにまず両区、両岸に出野区、広瀬区とございますので、区長さんとも相談させていただいて、区民の方にはお知らせをします。あと、放送をすること、通行規制の関係につきましては具体的な計画、これやります言うてすぐできませんので、京都府とも架設の構造物の占用協議を本契約が整った後に行ってまいります。また、通行規制の関係につきましては、当然、南丹警察署の交通課のほうと規制図をかきまして規制のほうを行ってまいりますので、それが具体的に決まりましたら、両区の区長さんなりにお知らせして、この橋梁でしたらまず市島和知線との取り合い部分、そして国道27号との取り合い部分に迂回路の表示をまずしていくというのが、普通の規制の案内の考え方になりますので、そういったものも含めて、今後、請負業者のほうと詰めていって、お知らせはしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

議案第60号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成27年度小型動力ポンプ付積載車購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっと教えてほしいというか、どういう傾向なのかをお聞きしたいんですけども、そういう独特な事情があるのかもわかりませんが、競争入札をしております、情報が把握できる22年からこちらのほうを調べますと、全て6年間、大槻ポンプ株式会社さんが落札者になっています。

これには、何か特別な理由があるのかなということをお聞きしたいのと、それからその落札率ですけども、22年度が88%だったと思います。間違ってるかもわかりませんが、僕が調べたんです。ピーク時は26年度94.2%ということで6.2%。今回が92.4%になっております。これでも4%と上がっているわけですけども、今年度は上がるってのもなんですけど、26年まではどちらか言ったらデフレで物価は上がらない状態だったにもかかわらず、1社が6年間集中して落札をし、加えて落札率も今申し上げましたように、4%ぐらい上がってるっていうのには、特別な要因があるのか。検討された結果、そういうことについて、どういように判断されたのかお聞きしたいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 監理課からお答えさせていただきます。

今、村山議員がおっしゃいましたように、落札率のほう26年度まで上がっております。今年はずっと下がったわけでございます。それと関連の中での1社が受けておられる事実についてどうかということでございますが、私も入札会、当然、監理者としておりますけれども、特別な理由は全くございませんし、大槻ポンプさんが競争の結果取られたということでございます。

それから落札率が、まあずっと上がってきて、また下がってくるということなんですが、一般の土木工事につきましてはオールジャパンのいわゆる積算基準でもって予定価格を設定しておりますけれども、消防車につきましては、見積もりでもって予定価格を採用しております。よって、その見積もりの増減にもよるかと思えます。今回は26年度から27年度にかけて私も分析してみますと、小型ポンプのほうは若干メーカーの関係の定価改正ということがあって、見積もりが上がったというふうに担当課は確認しております。それによって、要は、予定価格は上がったけれども、そこを頑張らはって落札率が下がったというふうに分析しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そこまで検討していただいたら結構でございます。

ただ、このポンプ以外ですね、物品の調達、例えば次の小型バスなんかの落札率というのは、80%台で90%を超えてませんし、ほかのものを調べますと半分以下になってる、50%を切ってるケースもあります。90%を超えてるというのは、私が調べた限りではポンプ関係だけになってまして、何か特別な事情があるのかなとこう思ったんですけども、今、課長のほうのお話でしたら、そういうことに疑問を持っていただいて検討もしていただいているようです。

今後ともそういうようにできるだけ町民の大事な税金ですので正当に使えるように、牽制球を投げてくださいように、よろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 辞退が6社出ている理由を、ちょっと教えてください。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 辞退届の理由を幾つかご紹介というか、報告させていただきますが、予定価格内で艤装並びに購入部材の調達が困難であったという方。それから、予定価格

に添えないため辞退します。それから、特殊車両につき、今回は見合わせますということ、などなどでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

議案第61号 平成27年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成27年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 今回提案になっております小型バスにかかわって、先ほど、所有台数や更新する内容についても、小型バスとワゴン車ということでもございました。16年今回小型バスは経過をしておるということで、安全面を求めて更新ということでもございましたが、現在使っておるこの小型バスは、新しい小型バスを入れ替えることによって、当然処分をされると思うんですけども、これ処分の方法というのはどういう形をされるのか。下取りとか、また新たに入札とかいう方法もあろうと思いますけども、そういう方法はどういう処分をされるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回お願いしておりますバスの納車がございまして、それからこれ運行を始めましたら、現在の更新対象となっております29人乗りのバスは用途廃止

をいたしまして普通財産にし、それで物品売買契約、入札によって物品売買契約を締結して処理をさせていただき予定にしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 一般物品販売ということになると、普通財産ということになるかと思うんですけども、入札というのは広く町民に呼びかけて入札ということを考えておられるのか、一定、限られた人が対象となるのか、その辺も含めてお考えを伺っておきたいということと。そういうものを再利用される方もありますし、需要があるないという問題もあるかと思うんですけども、広く呼びかけるということも大事かと思うんですけども、どうあれ町民の財産でございますので、しっかり、処分は処分としてせんならんわけでございますけど、その方法についてもう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 監理課からお答えします。

今、山田議員がおっしゃいましたように、広く入札公告をもちまして売渡の公告を出していきます。昨年度もそのようにしておりますので、またご確認いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 公告ということになりますと、そこを見る方、関心のある方は当然あると思うんですけども、広く町民に知らせて参加していただくことも大事かと思うんですけど、だからといって、多くの方が参加されるかどうかわかりませんが、やはり機会を均等に与えるという点では、もう少し方法を考えていただいて放送を流すとかいうことも含めてですね、考えられないのかどうかだけ伺っておきます。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 難しいなと思いますけども、今のところ例えば告知放送とかでお知らせする予定はございません。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 平成27年度 町営バス（小型バス）購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回、提案されておりますのは、税条例の一部を改正する条例ということで、1月から実施しようとしているマイナンバー制度にのっとりやと思うんですけど、税務の関係で申告書等で個人ナンバーを載せるということでもあります。

その中で、1つは、企業等で源泉徴収なんかで載せる場合に、ここに資料をいただいている中で、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号も載せるということになっておりますが、このことに関して、やはり今、年金の個人情報流出なり、また東京のほうの商工会議所のほうでも、会員等のそういった個人情報も流出したということも新聞等に載っていましたが、こういった危険性というものは考えられないのかどうか。

その所得者だけの個人番号ならばあれですけど、家族の、言うたら家族の個人番号も載せるということになるんやないかなと思うんですけど、その点の対応っていうんですかね、その点をちょっとお伺いしたいのと、もう1つは、個人事業所の方でこういった個人番号を載せなあかんという決まりがあるわけですが、このことによって個人事業さんはそれぞれこの整備するのに、それぞれ必要な負担、それぞれで負担をしなあかんということも聞いておりますが、大変お金がかかるわけで、そういった今のところそういった個人事業所のほうからそんな問い合わせとか苦情とか相談とか、そういったものはまだ受けておられないのか。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

それともう一点は、たばこ税の税率の見直しなんですけれども、これは旧3級品の製造たばこということで品目が書いてあります。このことによって本町でのたばこ税の影響という

のはどうなるのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。

マイナンバー制度のセキュリティの関係でございますけれども、今回条例でお願いをいたしておりますのは、マイナンバー法の成立に基づいて、国の法律でありますとかそういったところの中で個人番号、法人番号を付さなければならないということに基づきまして、条例につきましても同様に改正を行っているものでございます。

セキュリティについては、いろんなネットワークシステム、そういった関係で万全を期すために、現在、国のほうにおきましても市町村におきましても、検討、調査を加えとるといったところでございます。

また、個人事業者さんからの、そのマイナンバーを付すためのシステムに係る経費に対する問い合わせということでございますけれども、本日までの時点で税務課にはそういった関係のお話はございません。

たばこ税でございますけれども、3級品が4年間かけてということでございます。売り上げ本数によって若干の推移は、数字は動くわけでございますけれども、直近の売り上げ本数から見ますと、おおむね推計ですけれども、約300万円程度の影響がたばこ税の税収としては出るというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、マイナンバーに基づくそれぞれ市町村でもですね、この税関係の申告書等にはナンバーを記載するというものに伴って、税条例の改正が行われるわけでございますけども、一番心配されとるのは年金機構の125万件のああいいう情報漏れからですね、非常にそういうことの不安が出されとるわけでございますけども、そういうことが起こった場合ですね、情報が漏れていくと。外国なんかの例を見たら、非常にいろんな情報が一元化されることによっていろんなものが充実しておるといことも聞くわけでございますけれども、その損失に対する対応はどのようにされるのか。あくまでも国の法律だから国の責任ということなのか、これまた市町村が条例をつくって、市町村が市町村でやるわけでございますから、そういう情報が漏れていくことに対して、漏れた場合ですね、全くその責任はないということなのか。一定、そういうものが補償があるのかどうか。年金の場合はね、当初、補償しないということから、補償するということになりまして、既に成り済ましも起こっているわけでございます

けども、その辺が一番ですね、この問題については心配をされるところでございますので、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） マイナンバー制度ということで、マイナンバー制度におきましては個人情報と同じところで管理をされるということとはございません。例えば、国税に関する情報については税務署であるとか、児童手当等については町で、あるいは年金は年金事務所でということで分散して管理をされるところではありますけども、実際に役所の間で情報等やりとりする場合には、それぞれ役所ごとに異なりますコード等を用いて運用を行うということになっております。

ただ、漏えいがあった場合のことですけども、そういった管理を行うということで、発覚した段階で他の役所との間というのは情報回線が遮断をされるとかそういうことで、仮に漏えいした場合でも個人情報が軒並みにこう流出するという部分については、防ぐような対応がとられることとされております。

議員がご指摘されておりますように、その情報が漏れた場合の責任、あるいは補償の部分でございますけれども、その状況といいますか内容等によりまして、当然対応しなければならない部分とか、そういうものが明確になった時点で、対応しなければならない部分については当然対応すべきことというふうに思われますけども、現段階におきましては、まずは、的確な管理を行うということで整備を進めているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 個人の情報を管理するということですので、当然、今言われるように厳格な管理というのが、これはもちろん大前提でございますが、実際にそういう外国なんかでは、個人情報が番号も含めて流出したという例もたくさんあるわけでございますけれども、やっぱりこういうものを実施していく場合には、例えば、今ありましたように個人がそういう流出されてですね損害をこうむるとか、成り済ましとかいうことを含めて起こった場合に、どういう対処をすんのやというものの規定ですね、規則とか。そういうものをしっかりつくって実施していくというのが本来あるべき立場っちゅうか考え方だと思うんですけども、今の段階では必要性は言われますけども、そういう決まった規則とかそういうものは全くないのかどうかということと、なければつくるということを、意思があるのかどうかということ。なければですね、その場その場、ケースバイケースということになれば、結局は泣き寝入りということになりかねないと思うんですけども。

行政という立場からすれば、やっぱり規則や要綱っちゅうのをしっかりつくって、それに

基づいて対処していくと。誰もが納得できるという方法を取るべきだと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現段階におきましては、そういった対応をするような条例、あるいは要綱等につきましては、整備はされておられません。

今後におきまして、国等の指導等も受けながら必要な部分については、必要な措置を条例等の整備を含めまして必要な措置を講じていくというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 当然、そういうことやと思うんですけど、やはり末端の市町村からももっと強く声を上げてですね、やはり住民のそういう情報をしっかり行政としても守るとい、やっぱり立場ですね。それで情報の流出があった場合にはちゃんと対処できるような仕組みをやっぱりつくるように、もっと府を通じて、国に対してですねやっぱり声として上げていくと。国や府の指示待ちということじゃなしに、やっぱりそういうことが今本当に求められておりますし、住民の不安を解消していく1つかと思いますので、その点の考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずは情報が漏えいをしない、漏れないという部分について重点的に整備を行っているところでございますので、今後、そういった情報漏えいという部分につきましては、現段階でも厳重な罰則規定等がございますので、そういった部分でまずは対応を考えていきたいというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたように、今後におきましてそういった対応等につきましては、調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） ちょっと、今の質問ともダブるかもわかりません。常任委員会でもお聞きした経過もありますけれども、10月1日から通知カードを、何ていうか、みんなにお知らせをするということではありますが、今の段階で言えば、そういう個人情報のセキュリティーというかそういう面での、この役場庁舎の中でのそういう整備というかそういうものは、何か、これまでと変わって、これにマイナンバーの関係で整備されているものはあるのか。

それと、今税の関係で運用していくということで条例改正されているわけではありますが、それぞれの部署が分散して見るんだということではありますが、どうい、役場庁舎の中、いろいろLANでつながっているっていうのがありますが、今で言えば税務関係のいうたら

誰かが見ていうことになるのかどうか。ちょっとわからないのでお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、現段階ですけれども、マイナンバーの法施行に伴いまして、運用という形でそれぞれ電算のシステムの改修は行っているところでございます。また、取り扱いを行います部署っていうのは、住民課、税務課等々、幅広くございますが、専用の端末機を利用して対応をそれぞれ行っているものでございまして、一人の職員で全ての情報を一括で管理をするとか、そういった形にはしておりませんし、庁内のLANの部分とは、切り離して対応をしているところでございます。

また、職員向けにおきましては、当然、マイナンバーの法施行によりまして、セキュリティーの部分、重要になってまいりますので、研修会等も開催をし、マイナンバー制度というものの内容の理解を全職員に持っていただきますとともに、運用についてしっかりとしたセキュリティー体制をとっていくということで、研修会も実施をしたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 直接のことではないんですけれども、前回にも話があったんですが、こういう条例が改正をされます。改正された分については、そのときも出てたように今幹部の方がお持ちの例規集はその都度訂正するわけにいきませんので、ホームページのところでしていると、こういうお話でした。それしかないと思うんですが、それを、そういうことであれば、この議場ですか、議場でホームページが見られるように、いわゆるインターネット網の充実を図らなあかんと思うんですが、そんな計画はあるのかどうか。私は自己でルーターを買ってですね、必要なときは持ち込んでやってるんですが、こういう業務の一部を、今幹部の方が持っておられる例規集は古いことになりますのでね、役に立たんと言ったらおかしいですけど、本当は持ち込む意味がない部分があるということですね。

そういう意味では、全員がパソコンなりタブレットを持ち込んで、ホームページがいつも見られるような体制にしとくべきだと思うんですが、そういう計画はないのですか。片一方でホームページでそういう改正分はちゃんとするという事なんですが、実際、議場、議会というのはそういう意味では、一番そういうことをよく知っておくというんですか、知った上でいろんなことを決めなければならない場所にもかかわらず、そういうことができてないということについて、どういう計画なのか、もうこのまましないのか、その点のことをお聞きしたい、このように思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議員おっしゃいましたように、現在におきましては、インターネットによります例規集の議会が終了後数カ月以内に、改正されました部分については、例規集を改修しましてホームページ上に掲載をしているところでございます。また、職員におきましてもホームページの活用と例規ベースということで、全員用の回線を持っておりまして、それに対応をしているところでございます。

この議場においてのタブレット等での活用という部分でございますけれども、最近になりまして、議会のほうでもインターネット回線設置をいただいたということございまして、別室ではありますけれども、ホームページ等に接続をいただける環境は整ったというふうには思っております。

ただ、現在、本町が行っておりますのは、紙ベースで数年に一度の改定の部分を網羅したもので紙ベースで対応をさせてもらっているところございまして、考えとしましては、そういうタブレットのようなもので、議員さんなり管理職については、持つと、持ち合わすというようなことも一定協議はしている状況でございます。

経費的な部分でありますとか、その他もろもろの諸条件等も勘案しておりますけれども、現在のところまだ運用に至るところまではいっていないということございまして、現行、今の形での運用を進めさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、今言いましたような形で、新しい取り組みといいますか、そういう部分にも目を向けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今おっしゃってることはよくわかるんですけども、しかし、議会ですんなり議決するにつきましてはですね、当然のことですけども、例規集っていうんですか、に基づいてするわけですから、多分その1年に何十件ってこう改正があると思うんですが、4年間ごとに冊子をつくり直してたととしても、百五、六十件ぐらいの変更があるわけですね。それをこの議場では見られなくて決議をする、また審議をするということは、もうある意味では意味のないと、このように思うわけですね。だから、経費の問題もあろうかと思えますし、いろんな問題もあろうかと思えます。しかし、片方でそういうことの周知徹底をホームページの例規集でやるということになるんなら、そのホームページの例規集が即見られる状態にやはりしとくべきやと思うんです。

この前も岩田議員から話がありましたように、例えば各区の公民館っていうんですか、なんかでも、その集会のときに、そういうことは見られるような施設もする必要があるんじゃないかというような話もありましたけども、その辺のことも含めてですね、やはりもうち

よっと前向きに検討していただかないと、正直、今総務課長のお持ちになってる例規集というのは完璧なもんじゃないと思うんです。だから、各自は自分の机の上でホームページを見てきたところおっしゃるけども、実際、何があるかわからないわけですから、そのことは不可能なことに近いと思いますし、やはりもう少し前向きに検討をぜひしていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 改正がされました条例を含めます例規につきましては、若干遅れはするわけですが、本定例会の最終日でもお配りをしておりますように、一定紙ベースで議員各位のところにもお配りをしているという状況にもあります。

ただ、条例がたびたび改正をされますと、毎回送らせていただいても、最終的に完成形といいますか、最終、どういう条例になったという部分というのは非常に見にくいということもございまして、そういった条例、例規のベース、そういったものを整理をして活用をしているという状況にございます。

先ほども申しあげましたように、必要性というものは十分承知をしているところでございますし、活用、運用状況とかそういったものも含めまして、改めて検討もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

地方税法の一部改正に伴い、たばこ税の特例税率の廃止及び番号法施行に伴う規定の整備など所要の改定を行うもので、税務関係の申告書、申請書、届出書、調書など、その他の書類に個人番号や法人番号を記載して提出しなければなりません。

また、例えば給与所得の源泉徴収票には控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の家族の個人番号も記載しなければなりません。

これは来年の1月から利用開始するマイナンバー制度に移行するものであります。しかし今、大きな問題となっております年金の個人情報の流出で、多くの国民は危機感を募らせています。海外でも導入をされておりますが、問題が多く発生をしております。

このような危険な番号制度の導入に対して、中止を求めて反対いたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山内君。

○15番（山内武夫君） 1点、今回、旧和知の第二小学校跡地の活用の件で、多目的交流広場の整備をしようというようなことで、今回委託料一千六百八十何万円計上をされておるんですが、この屋根付多目的広場につきましては、住民の方の熱い思いのそういうものが通じまして、建設の運びになるというようなことで大変こう結構なことやなというふうに思うんですけども、実際、この建物ですが、具体的にどのような規模のもので、また構造をどのようなものをお考えおられるのかお聞きをいたしますのと、あとまた建設に当たってもですね、概算の事業費ですね、これをどれぐらいと考えられておるのか、現時点での詳細な説明を担当課のほうからお受けしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 旧第二小の予定でございますけども、今想定しております建物の内容でございますけども、これにつきましては鉄筋造りの平屋の防火シート張りということで、幅が25メートル40、全長が56メートル。建物面積といたしましては、1,422.4平方メートルを想定をしておるところでございます。これにつきましては、基礎工事とか設備工事、敷地の舗装でありますとかそういったことを含んでおるところでございます。

想定されるおおよその概算の事業費となってくるんですけども、これにつきましては今言いました多目的交流施設並びにトイレ等も含みまして、概算事業費といたしましては、多目的交流施設のほう約5,160万円程度。またトイレにつきましては670万円程度を、これはあくまでも概算でございますが、その他、駐車場であるとかそういったものも含んでおるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今の概算の事業費、大体5,100万円ほどとトイレ関係が670万円ほどというのは聞いておるんですが、これのまだ現時点ではその建設の具体的な詳細設計もできていないというふうに思いますけど、財源的な問題はどのように考えられておるのか、お伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 財源でございますけども、今回の補正で計上をさせていただいておりますのは、地方債を充当予定をしているわけでございますけども、実際に建築になりますと事業費の額も上がるということの想定をされておりますので、現在、国のほうでも取り組まれております、国の地方創生の関係、そういった事業、地域の振興拠点施設となる整備にかかります事業等に充当が可能となります、そういった補助金ですね、そういうものも当然のことながら想定をしまして、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本補正予算の歳出に挙げられております、地域振興事業費、若者定住促進宅地購入補助金交付事業について質問いたします。

これまでに実施いたしました住宅用地の整備、また本補助金の活用により入居者の方が長くこの地に住み続けていただくためには、地元、本庄区とのよい関係の醸成が不可欠な要件になってくると思います。そうした中でこの問題についてはかなりデリケートな部分を含んでおりまして、お願いする等の段階で、何らかの手だてを打つ必要があると思いますけれども、本要綱の中にはそうした部分が含まれておるのか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいまの件でございますけども、当然、住んでいただくようになりますと、やはり自治会のほうに積極的に参加というような条項をつけておりますので、そういったことで説明等もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） もう先に質問されましたので、あれですけど、今回屋根付多目的交流施設なんですけど、委託料が計上されまして、住民交流と防災面からの必要性から建築したいの事を聞かせていただいて、そのことを否定するものではございませんけれども、今、山内議員からもありましたようなことをですね、まず事前にお聞かせいただいた中で、今日を迎えたかったなというふうに思ってますし、中身について我々議員には十分丁寧な説明なしに、先に一昨日でしたかね、6月16日付の京都新聞丹波版にその概要が掲載されまして、2016年度着工完成させるということで、住民は和知にああいう施設ができるんやなというようなことも誰しもが思っておられますし、議会での質疑討論、賛否を問う前にですね、本日の最終日でもって可決後ならまだしもですね、あたかも既成事実として公表されたことはまことに遺憾であるというふうに思いますし、慎重な取り扱いを今後はしていただきたいということを、まず最初に申し上げときまして、今回、計上されております測量設計監理業務等委託料ですけども、予算上ですね、これ、何千何百何十何万何千円というのは大体私もここまで細かく計上されたというのは初めてなんですけども、この事前に詳細な見積をされておって、こういうぐらいの金額になったんかなというようなことを推察できるんですけども、その内容についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、この施設が2016年、次年度にできるということでございますけれども、そのでき上がった後の管理運営主体についての考え方ですが、その方向性が決まっておれば、お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それから、同じ地域振興事業費の中の、若者定住促進宅地購入補助金として900万円が上がっております。今回、この地に若者定住を促進するためとして、こういう補助金を計上して、この財源を見ておりますと、財政調整基金を取り崩して充当したんかなというふうに思っておりますけれども、100万円かける9区画というふうに聞かせていただいておりますけれども、100万円とした根拠についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

合わせてですね、この地の簿価、造成前の評価額と造成費などを合わせて、全体で幾ら投資したのかということで、今回は幾らでその区画を売却されようとしているのか。平米当たりの単価がわかれば教えていただきたいというのが1点。

それから、これ成立しますと、交付要綱が公布されて町が分譲する宅地を購入した者に対しまして、補助金を交付するというにされております。民間住宅業者との公平を欠くことにもならないかということ疑問に思ったわけですけども、同様に多数の若者の方々が町内の民間の開発団地にも居住されようとしておりますし、今後、そういうことも想像されるわけですけども、それらの皆さん方についても定住の意思を持ってこの地に住まいを構えた

いというような方々でございますし、そういった若者たちとの不公平感を生むことにならないかということについての見解をお尋ねしたいというふうに思っております。

それから今回の9区画についてですね、既にそうした、事前に造成もされておりますし、売り出されるんやなというご存じの方も多数おられるんじゃないかというふうに思うんです。また、新聞でも取りざたされておりましたし、そうした問い合わせとか意思表示をされている住民、居住者の方はおられるのかということと、それから9区画全て売り切らんとあかんわけですけども、売り切れる自信あるんかというのは聞いたらあきませんけども、売れるという思いでされているんだというふうに思うんですけども、この何年計画でそういったことを可能にしていくかということも合わせてお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、今後の展開といたしまして、今回和知地区のこの馬森、花ノ木団地ですか、いうことでされておりますけども、町内には和知地区以外にも町有地はたくさんございます。定住促進に向けた宅地分譲を検討もしくは具体的にこうしたところを整備して、同様に売り出していきたいという方向性があるのかどうか。例えばですね、瑞穂地区では瑞穂小学校の下に、桧山住宅団地があつて、あと1区画の方がお住まいで、それかなりご高齢なので亡くなられば撤去ということになろうかというふうに思うんですけど、大変よいところなんで、ああいうところあたりを立地条件もよいということで、そういうようなことで活用するようなお考えもないんかどうかについて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 失礼いたします。先に、団地のほうでございますけども、先に言われました1区画100万円ということの根拠でございますが、これにつきましては今回9区画を販売するに当たりまして6月1日の定例会でも説明いたしましたとおり、100万円ということでございますけども、当然、土地を購入して新築をいただくには、上水道の分担金、13ミリでございますと14万400円、また下水道のご加入分担金、ここにつきましては農業集落排水でございますが86万4,000円、合わせまして100万4,400円ということが、新築のときに必要になることから、これ見合いということで、この100万円を設定をさせていただいたところでございます。

また簿価等のコストの関係でございますけども、ちょっとまだ全ての精算はちょっとできてはいないんですけども、事業費といたしましては、土地鑑定とかそういった造成費などを入れますと、4,954万円余りでございまして、さらに補助金が今説明しましたとおり900万円。また簿価につきましては、両方、2団地合わせまして3,029万円等になるところでございます。合わせまして、8,880万円程度と簿価を合わせますとそういうこと

になってまいります。

それに対しまして、販売価格の合計でございますけれども、これは当初予算で2,058万円ということになっております。

続きまして、定住に対しての今回、100万円など補助をするわけですが、民間との不公平感がないかというようなことでございますけれども、これにつきましては、やっぱり長くここに住んでいただいて、長く住んでいただくというようなことを若者定住というようなことも含んでおりますので、特に不公平感ということはないというふうに考えております。

また9区画の問い合わせの件ですが、今現在のところにつきましては、正式には聞いてはおりません。

また9区画売り切れるのか、自信があるのかということでございますけれども、これについてはやはり立地条件等が駅にも近い、また金融機関、またお役所にも近いということで、そういったことで今回計画をさせていただきましたので、今回につきましては売っていくというようなことを考えておるということでございます。

次に、第二小の関係でございます。第二小の関係につきましては維持管理でございますけれども、これにつきましては一般的に地元さんのほうでできるだけことはしていただくというようなご返事もいただいておりますし、また、大規模な修繕につきましては、当然町のほうとなるというようなことを考えております。

測量業務の内容的なことでございますが、業務の内容につきましては、今回地形測量や縦・横断測量、また屋根付きの多目的交流施設やトイレなどの設計、または工事費の算出のための積算業務、また建築確認が伴うことから、その支持地盤確認のためのボーリング調査、それから建築確認申請の提出のための書類作成業務を一式含んだものでございます。この算定に当たりましては、概算の建屋等の事業費を一定決めまして、この1,600万円というような業務内容の金額になったということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 住宅地の分譲の関係で最後にご質問がありました、同様にして町内の町有地の、分譲等の活用方向につきましてご質問がありましたけれども、現在のところ町有地の土地活用につきましては、これまでから申し上げておりますように検討委員会等を設けて、活用等も検討をしてきているところではございますが、まずは今回行います和知地区での分譲というのを1つのモデルとしまして、そういったものでうまく順調にこう販売等が行えるという部分が確認されました後には、同様の形で対応ができる町有地につきまし

て検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 大変、安価ですね、補助金も出るということで、大変、お住まいになる方は7人から9人、抽せんになったらなるほどにぎやかになっていいかなというふうな思いはあるんですけども、先ほど言いましたように、ちょっと民間のあの団地にもそういったこの地に定住したい、この地で永住したいということで思っておられる若者も多数おられるという中でですね、どうしてもこちらのほう、そういった方々にも目を向けた施策も必要やないかというふうに思うんですけども。何らかのそういった支援といいますか、できないものかという思いがあるんですけども、町長にちょっとお尋ねするんですけども、その点について町長の考え方ですね、何か思いがありましたらお尋ねをしておきたいというふうに思いますし、ぜひ、先ほど総務課長からありましたけども、この地をモデルとしたいということでございますので、ぜひこの和知地区をモデルとして町内の町有地をそういった有効活用にあてていただきたいという思いの中で、ぜひこうしたことについては今後も検討をして積極的な展開を図っていただきたいという思いもございますので、合わせてこの点について、町長の見解をお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この事業以外でも、若者の定住支援をしていったらどうだという意味の話が最初してもらったんですけど、それは積極的に府とか国の施策を活用してですね、相談があれば取り組んでいきたいというふうに、常々思っております。

また、馬森と花ノ木団地の若者向けの団地にして売り出す事業を説明させてもらってとるんですけど、ほかにも瑞穂にも住宅に向けた土地があるなあとか、あるいは轟の山の中の土地についても、おおむねこういう活用ができるようになってきたかなという思いは持っているんですけど、職員がモデルとしたいとまで言うてくれてるわけで、それは悪いことではないんで、提案させてもらったということです。今言うてもらったとおりモデルにしようと思ったら、これまあ9区画完売できたほうがモデルになるわけで、自信満々なんで、職員の人。私も町長室でももちろん説明を受けるわけですね。榎川君だけでなしほかの職員も一緒に来てくれてですね、あるいは活用委員会も開かれて、みんな心配してやっていこうつつてこう言うてくれてますんで、何とか町長としてもそれをバックアップしたい、そんな気持ちでおるんです。何とか成功させてあげたいなど、こんな表現よくないかもわかりませんが、ありのまま申し上げまして、職員が一生懸命取り組んでくれた、あちこちあるわけですけど、ここはよい場所やさかいに、必ず自分らの思いが通じる思うて私に反対に、私がこうし

たらどうだといって言うたんやなしに提案してくれて取り組んでいる事業、モデルになるように町長としても責任を果たしていきたい、そんな思いであることは申し上げておきます。

こんなことで答弁になってますか。はい、ありがとうございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） まず当初予算と、今回の補正予算で財政調整基金であるとか合併特例債が財源として挙げられてますが、今回当初予算と補正予算と、平成27年度末の段階でそれぞれの残高であるとか、あと幾ら起債ができるのかといったところを、まず1つ目に聞かせていただきたいのと、そして、ちょっと委員会でも聞きましたが、若者定住の促進補助金の交付ですが、これに関してはこれのほかに薪ストーブであるとか、太陽光パネルの設置の補助金がありますが、合わせていただくことができるのかどうか。これが2点目です。

そして3点目、ちょっと岩田議員も聞かれてたような気がするんですが、屋根付きの多目的施設の件ですが、利用のしやすさという面ではどういうふうなことをお考えなのか。例えば鍵を借りにいったりとか、1時間幾らとか1日幾らとかいったお金が発生するのかどうか。そういったところまで含めて、ちょっと京丹後市のほうをちょっと議員何人かで見に行ってきたんですけど、あちらのほうは割と自由に使われているような印象を受けたので、その辺のことでどういうふうにお考えかお聞かせください。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 先に若者定住の900万円と合わせまして、例えば薪ストーブの補助であるとか、太陽光の補助金とかも今回売り出す際にそういったことも補助がありますというような説明はさせていただきたいというふうに考えております。

また、第二小の多目的の使い道でございますけども、いろんなことを想定をいたしております。ここにつきましては、第二小でございますして、振興会がございまして、地元の中部村おこし委員会さんが、そのエリアに今おられますのでそういった方でいろんな行事をしていただくとか、ここに限らず振興会さん、またはほかの区でも使っていただくというようなことも考えておりますし、地域の運動会でありますとか、ゲートボール、またはグラウンドゴルフもできるのかなというふうに考えておりますし、野球の練習とかミニサッカー、また防災拠点といたしましては、操法訓練等も全て延ばしますと延長的には足りないんですけども、部分的に訓練ができるというようなことと、また住民避難訓練等の訓練にも使うというようなことも想定をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 最初にご質問がありました、財政調整基金の関係、あるいは起債の関係でございますけども、財政調整基金につきましては、平成26年度末の残高としまして、14億400万円という見込みでございます。27年度中の取り崩しということで、今回の補正を含めまして、4億7,900万円余り取り崩す予定としております。したがって、27年度末の現在高としましては、9億2,800万円程度が財政調整基金ということで残るという見込みとなっております。

それと起債の関係でございますけども、本予算にも地方債の補正でつけておりますように、今年度、起債が充当可能な事業につきまして、借り入れる予定としておりまして、その額につきましては補正後で15億9,100万円という額となっております。借り入れの限度額という部分につきましては、規制はないわけですが、できるだけ借金に頼らない国府の補助金をいただきながら事業を進めていくというのが基本となっておりますが、一定やむを得ず起債を借り入れるということになりますと、合併特例債、あるいは過疎債といった交付税措置のある有利なものにできるだけシフトをしまして対応をしていきたいというのが考えでございます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 済みません、答弁もれがございました。

金額的なことが発生するのかというご質問でございましたけども、当然、施設でございますので、利用料等は発生するというふうに考えております。また今後の鍵とかそういった管理面でございますけども、これにつきましては他の市町村でございますと、例えば地元のほうでされとるような事例もありますので、これにつきましては今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点お伺いしたいと思います。

先ほど、旧和知町の件なんですけれども、今、ケーブルテレビの告知放送でグラウンドの芝張りを、ボランティアですかね、呼びかけておられますが、この芝の予算っちゃうのは計上されていたのか、私が覚えてないのか、その点をお伺いしたいのと、この施設、この間、図を見せていただいたら後ろのほうでね、この交流施設を建てるわけですが、この交流施設を建てるにあたって、着工した場合、車両等が搬入しますね。出入りするときに、この芝、せっかく張った芝には、こう影響は出ないのか。そこは通らないであろうとは思いますが、幅的なものは十分取れるんかどうか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

ちょっと関連なんですけど、若者定住いうことでね、この京丹波町には町営住宅があります。質美の町営住宅がね、ほんまに半分以上空いてるんですけども、大変草が生えておりまして、まして府道沿いにあるわけですので、大変環境的にも景観的にも悪いんです。それと今梅雨時でありますし、住宅の長持ちいうたらおかしいんですけどね、窓を開けたりね、空気をこう入れ替えたりしないと、やはり耐用年数も持つものも持たなくなると思うんですけど、そういった町営住宅の管理というものを、ちょっとどう考えておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 芝生化の関連する予算でございますけども、これにつきましては当初予算のほうでお願いをしておるところでございます。

また、今回芝生化ということで芝生を生けたら、いわゆる工事中道路が大丈夫なのかというようなことでございますけども、これにつきましても、委託のほうにも設計として入れるということで確保はするというところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） どう関連しているのか、ちょっとわからないんですが、町営住宅の管理につきましては、空き家になってる住宅につきましては、不定期ですけども窓を開けたり、確認に行ったりしております。今おっしゃられました草等の管理につきましても、住宅に入られる方、周辺の除草なり、また自治会等ありますんで、そういったところにも参加してくださいというふうに呼びかけておりますが、どうしても管理上不行き届きの部分が出てくる場合は、町のほうで委託させていただくなり、自前で草刈り等行っておりますので、今おっしゃられました質美の住宅につきましては、確認して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） ちょっとさっき質問が悪かったのかなと思うんですけども、合併特例債は、あと最大で幾ら起債発行できるのかって質問だったんです。お願いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 失礼します。ちょっと正確に資料を持ち合わせておりませんので、正確なことはちょっと申し上げられないわけですけども、合併特例債に関しましてはこれまで活用、借り入れをしておりますけども、まだ約66億円程度は発行が可能ということにな

っております。

特例債につきましては、一定、合併から10年という当初の予定でしたけども、さらに5年間延長をされておりますので、平成32年度までにつきまして借入れが可能やということでございますので、今後の事業等の活用等も考えながら、効果的に利用をしまいたいというふうに考えています。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 地域交流等拠点整備事業についてお聞きをしたいんですが、和知地区にありました川辺にあった公園ですか、そういう施設が使えなくなったんで、その代替というとおかしいですけども、こういう施設をされることについては本当にいいことだと、このように思うわけです。

ただ、今お聞きしますと、9,000万から1億円ぐらいな設計やら全部入れてですね、投資をしなければならないんですが、その効果っていう、費用対効果って言うてるんですが、年間何人ぐらいが利用されるのかっていうことは、当然、こう想定をされた中で計画をされてると思うんですが、何を根拠に年間どれぐらいな利用者があると。で、1億円前後の投資をしてもいいという計画をされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 費用対効果等にもかかわってくることでございますけども、この計画に当たりましては、天候に関係なくいつでも利用できると、雨が降っても雪が降っても、みんなの顔を見て楽しみにいろんなことがしたいなというような思いで皆様の地元からの熱い要望を受けまして今回計画したところでございますが、現在のところ何人というようなことまでは、ちょっと算定はしておりませんが、他の町村でもちょっと視察等をさせてもらいましたら、年間8,000人とかそういった方が利用されるというようなことも聞いておりますので、一定、今回につきましては何人とはちょっと申し述べられませんが、たくさん使っていただくというような施設にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 他市町村の利用状況等を視察に行って調べたということなんですが、この施設はですね、全く違うのかどうかわかりませんが、グリーンランドみずほの室内多目的広場っていうのがありますね。これと比べると、ちょっとこれよりは小さいと思うんですが、よう似た施設になると思うんです。で、このほうの23年、24年、25年の年間利用人員というのは調べられたんですか、調べられてないんですか。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいまのご質問でございますけども、25年度、または26年度のかがやき広場の利用者人数は参考にさせていただいております。ちなみに25年度につきましては町内外を合わせまして6,855人、26年度におきましては7,984人というようなデータをいただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そういうことで、あの大きさの施設で、京丹波町、全国区でも大体7,000人前後しか利用できないということになりまして、1日20人の平均になるんですか、そういうことなんで、地域にそういう施設がなくなって活用していただくという思いもあると思いますので、できるだけ有効に活用できる方法を、例えば先ほど出てました使用料なんかにつきましてもですね、ある程度の配慮はしてもいいんじゃないかと思うんです。できるだけせつかく1億円も投資するんですから、このグリーンランドみずほの多目的広場程度以上の利用をしていただくように、やはりそういう利用しやすいっていうのは、管理、鍵の管理といつでも使えるということと、やっぱり費用がただっていうことが大きいと思うんですよ。そういう配慮をしていただくということは、ぜひ検討してほしいと思います。

回答できましたら、お願いします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいまちょっとご指摘のあったことにつきましては、十分検討等をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと私も何点か伺っておきたいと思うんですけども。今、第二小学校の跡地の関係で、1つ伺っておきたいと思うんですけども。先ほど、今回提案になっております測量設計監理業務等委託の中にボーリングの調査なども予定しておることやったんですが、これともともと学校が建っておったという場所なんで、わざわざそのボーリングをする必要があるのかどうか。校舎、どういう校舎だったかわかりません。当然その時には一定の基準をクリアして学校が建つと思うんですけども、現在の基準から言えば、ボーリングが必要ということになったのかどうか、その点、1つ伺っておきたいということ。

それから、一番その管理をどうするかということが大事だと思うんですけども、配置図を配付をしてもらってるわけですけども、今回、計画をされる屋根付多目的交流施設の周辺に、体育館、プール、伝統芸能伝承施設と、そしてグラウンドというようになるわけですが、その全体の管理というのは当然、町の施設でございますので町がするという、そういうことかと思うんですけども。地元でできるだけことはやらせてもらうということをお願いしておるということだったんですが、維持管理のかかわりについて地元が言っておられるのは、今回予定されておるこの交流施設の維持管理についてやるということなのか、全体にかかわって協力してもらえるとということなのか、ちょっとその辺、1つ伺っておきたいということと、それから芝生をグラウンドに張るということと呼ばかけられとるんですが、どの程度を今グラウンドの考えておられるのか。また、その活用方法というのはどういようにそのグラウンドに芝を張ってですね、芝を張るということは非常に芝生の管理というのは大変やと。グリーンランドでもホッケー場で人工芝にしておるのは管理が大変やということで、そういうことをしておるわけでございますけども、そのグラウンドの芝生を張った後の管理というのは、どのように考えておられるのか。どこがその管理をしていくのかということ、ちょっと合わせて伺っておきたいというように思います。

それから若者定住の関係なんですけども、一定、和知の地域にとっては一番の中心地で一等地というように聞いておるわけですが、具体的に、その若者定住を図っていくということになりますと、呼びかけの仕方ですね。地元におられる方以外にも呼びかけるということだと思んですけども、どのようにそのいわゆる呼びかけて土地を売っていくかということになろうと思んですけども、その考え方というのはどういような、そのいわゆる形でされる予定なのか、伺っておきたいと思えます。

それから町長に伺っておきたいんですが、先ほど、岩田議員のほうからは団地等への若者定住に対してのお尋ねもあったんですが、私はこれまでから課題になっております新規就農者ですね、なかなか新規就農で京丹波町へ来られる方は、なかなか収入の少ない方が多くてですね、いわゆる借家、空き家を借りるといのが非常に多いわけなんですけども、地域によっては地元が協力してですね、そういうところに住んでいただいているわけですが、これも若者定住で地域にとっても、地域を支えていただく後継者でもありますし、農業だけではなく地域をまた支えてもらったり担ってもらえる、こういうことにもなっているわけですが、そこで一番大変なのが空き家を借りて、トイレ、お風呂などを本当にまあ改修をせんなん部分と、それからやっぱり下水なんか加入するということになれば、先ほどありましたように80万から100万円近い金を負担せんらんということで、なかなか、その

負担が大変だということも聞いておるわけでございますけども。こういうところにこそ、一定、支援をして、そういう人を受け入れていくということを、私は当然考えるべきだと。全町的にもそういうことで、受け入れをやっぴり促進できるというふうに思いますし、そういうことも私は必要だと思うんですけども。特に地域を支えていただくと、集落へ入っていただいて、現在来ていただいとる方もですね、地域の中心になっていただいとる方もたくさんあるわけですし、消防団に入っていただいとる方もあるわけでございますけれども、そういうところへも支援も、その新規就農と同時に地域を支えるという、そういう部分もありますので、そこにもやはり若者定住、この住宅だけではなしにそういう方にももっと広げていくべきだと思うんですけども、そういう考えはないのか。

これまでから、一定、考える必要があるというようなことは聞いておったと思うんですけども、その点ですね、伺っておきたいと思います。

それから歳出の地域資源活用推進費の中の、今回、410万2,000円ということで、調査分析業務委託料ということになっておるんですが、バイオマスの活用を考えるということで、一定業者委託されるということだと思うんですけども、具体的にはどのような調査の仕方を、一定期間通じてやられるのか。ただ単なる森林を中心にした調査ということなのか。地域資源ということでございますので、町内にあるいろんな活用できる資源ということになれば、もちろん木質もあれば、地熱もあれば、水力もあれば、太陽光もあるということになると思うんですけども、そうすると一定期間ですね、調査期間も必要かと思うんですけども、その辺のこの考え方というのはどのような調査分析をされるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） ただいまのご質問でございますけども、既に校舎が建っておって、ボーリング調査が必要なのかということでございますけども、これにつきましては当初校舎が建ったころにつきましては、もうかなり古い時期でございますので、今回はただいま申し上げましたとおり、建築確認等の申請も必要でございますので、ボーリング調査は必要だというふうに考えております。

また、ここの維持管理でございますけども、プールとか体育館、あと伝統芸能とかがありますが、これにつきましては社会教育施設でございますので、今回お願いしておりますのはグラウンド、または多目的交流広場につきましては、どちらも町のほうでございますけれども、こちらにつきましては地元なり、和知支所のほうで管理等をさせていただくような形になると考えております。

また、芝生でございますけれども、この使い方等につきましては、やはりグラウンドゴルフ等に使うこともできますし、これにつきましても、地元の皆様の強い要望がありましてさせていただいたところでございますけれども、今回、国土交通省の土砂置き場ということで使用していただきまして、その後、きれいに整備をしていただいたということも、経過もありますので、今後、雑草等も、繁茂も考えられますので、芝生というようなことで一定管理をしていこうというようなことをごさしまして、当然、それにつきましては芝刈り機等で刈っていくというようなことも考えておりますし、また、植えつけ当初はかなり手間暇がかかるというふうに聞いておりますけれども、これにつきましても地元の方も協力するというようなことで聞いておりますので、そういったことで水まき等もしていきたいというふうに考えております。

あと、団地の件でございますけれども、若者定住、呼びかけ、どういうぐあいに広報するのかということでございますけれども、まず始めに町報のほうにも載せていきたいというふうにも考えておりますし、8月に入りましたらお盆前とか、和知で言いますとふるさと祭が8月22日に開催をされるわけですが、この日につきましては重点的に外でコマーシャルと申しますか、そういうちょっと方法まではわからないんですが、そういうコーナーを設けさせていただいて周知とかをさせていただきたいなというふうに考えております。

また、そのほかの呼びかけでございますけれども、今はインターネット等の活用も考えておったり新聞等の折り込みなども考えておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よく質問を受け取ったなと思っておりますが、新規の就農者等の支援ですけれど、形どおりは非常に有利な形で就農者についての助成があるなというふうに私は思っておりますが、具体的に空き家等の水回りの改修等についての助成が不足してるんじゃないかということとか、上水道、下水道についての加入金も高いんじゃないかというような意味のご質問で、町長はそのことの解決策、何か示さへんのかというようなご質問かと思うんですけれど。今の状況でも、私、その方が、また多分40歳以上ぐらいかなと思ったんですけれど、空き家を改修されて定住するということについては、本当にそのことだけが障害で定住が難しいということであれば、きちっと相談してもらったら対応すると思うんですね。現行のいろんな制度であっても。その人が仮に土地を、家を買わはったというたらかなり本気度があるなと、これ住もう思うてはるなと。その人に対してどのような水回り等を中心とした助成ができるかということにもなります。

ただ賃借でですね、軽く借りていらっしゃるという人に対して、水回り等の改修について積極的に助成することによって定住してくれはりそうや。卵が先か鶏が先かの話で、職員としては非常に判断難いと思うんですね。そういうことから、今聞いてますと質美の町営住宅、町営住宅いうんか、住宅についてもですね、非常にたくさん空いてる。もちろん就農ですから、農業する現場に近いないとだめなんですけれど、具体的にいろいろ教えてやったらですね、また担当者が私のほうに相談に来るんで、決して決して、人口が増える、そうしたよいことについて否定的に町長がしてるということではないです。そのようにご理解いただいて、具体的に担当課にもう一度山田議員さんが別に直接言うてもらう必要はないんですけど、当事者が役場来やすく、ちょっと来てくれという式でですね、そして相談してもらっても定住してもらえると人については積極的に支援していきたいと、そんな考えであることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ぜひ検討っちゅうかね、前向きにお願いしときたいということと、質美の場合は以前から質問もありましたけども、一定所得がないと入れへん住宅なんで、収入がないと入れへんと。下がれば、出んなんという、いわゆる国の補助を受けて建てた住宅ですので、本来はこんだけ規制改革になっておるんで見直しをして家賃を下げるということで、やっぱり入居者をもっと考えていくというのも、私は1つ方法だと思いますので、ぜひその質美の住宅の、やっぱり入居者を増やすということで、いろんな方策を考えるべきだということをお願いしておきたいというように思います。

今、それぞれ答弁いただいたんですが、いわゆる第二小学校の跡地にですね、屋根付きの多目的交流施設を建てるということで調査設計ということになっておるんですけども、今ありましたように芝生をグラウンドに張って、地元の協力も得ながら、また芝刈り機を入れてということでした。1つ、ちょっと気になりますのは、グラウンドゴルフ場として活用すると、非常に需要も高いんやと思うんですが、この施設の活用方法でですね、いろいろ地域のいろんな取り組みということと同時に、住民の避難訓練とか消防の訓練も含めて言われましたけど、集まった場合に、ほんなら車とかで来るわけなんですね。どこに置くのかと。私は一部グラウンドがそういう駐車場として使われるのかなと、こう思ってたんですが、非常にこう人といいますか人間というのは、例えばその施設に行く場合に、できるだけ近くまで車で行って、ほんで高齢になればなるほどですけども、でまあ、その利用する施設へ行くということが多いと思うんですけども。この配置図だけ見るとですね、非常にそういう面と言

うたらたくさんの方を集めたときに、集まっていたくときにほんならどこに駐車するんやと。私は災害も含めてグラウンドを一定活用されるのかと思うとったんですけども、芝生化をされますと、なかなかそこに車を乗り入れるということは、これはちょっと、ふつうの考えからすればですね、緊急時以外は、すべきじゃないというのが基本的にはそういう考えだと思うんですけども、その辺はどのようにその考えておられるのか伺っておきたいということと、それからグラウンドと今回計画されておる交流施設の管理を地元の協力を得ながらやるということなんですけども、管理費としてはどれぐらい考えておられるのか、年間ね。一定の費用というのは当然要ると思うんですけども。芝生を刈るといっても機械を買いますけども、余り高齢になるとですね、その芝刈り機動かすというのも大変な重労働になるんじゃないかと思うんですけども。屋根付きですので、その施設そのものは、中の管理というのは余り費用、補修とか点検は要るかもしれんけども、グラウンドに芝生を張るといところを考えると相当にその費用が要るんじゃないかと思うんですけども。その点はどのように考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 質疑の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

11時20分まで。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

答弁のほう、お願いします。

榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 旧第二小学校の跡地の駐車場の関係でございますけども、現在につきましてはプール南側に駐車場が整備されておるところでございまして、そのほかには、ただいまお願いをしております多目的施設周辺に駐車場もちょっと台数的にはちょっとわからないんですが、考えてるところでございまして。

また、有事のときにつきましては、この芝生化したところにつきましても、やはりそんなことを言っておられませぬので、駐車場等の開放というふうになろうかと考えております。

また、管理費等のことではございますけども、まだ詳細な設計もできておらないところからちょっと算出は現在のところ、困難かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほどの山田議員さんの1回目の質問で、地域資源活用事業

の調査分析業務委託料につきましてご質問がございましたので、答弁をさせていただきたいと思いますが、この予算書の説明には調査分析業務等というふうになっておりますが、これ共通の説明の事項を使わせてもらってる関係でこういう表現になっております。

内容といたしましては、バイオマス産業都市構想の策定業務の委託でございます。

これにつきましては、バイオマスの原料生産から利用までの一連の過程の中で、地域のバイオマスを活用した産業振興と地域循環型エネルギーの推進によって地域の特色を生かしたバイオマス産業をつくっていかうというものでございます。

本町におきましては、前年度から企画政策課内に地域資源活用推進室を設置して、木質資源、森林資源の活用を中心に取り組みを進めているところでございますが、ご質問の中にもあったように、バイオマスにつきましては大きくは廃棄系と未利用系があります。

廃棄系につきましては、家畜排せつ物。これにつきましては、現在も堆肥化の補助の中で堆肥化の活用を推進しているという状況です。

また、食品廃棄物もありますが、これは生ごみ堆肥化の容器の助成などを通じまして堆肥化を推進していると。また、廃食用の油、てんぷら油でございますが、これにつきましても一部バイオディーゼル燃料として活用はされているということでございます。

また未利用系につきましては、先ほど申しましたように、森林系の間伐材など林地残材ですけれども、それとか、紙くずとか古紙なども資源回収などによって再利用されているという状況の中で、本町におきましては、その中心をなすものがやはり森林系でございますので、森林のバイオマスを中心とした産業づくりをわかりやすく整理することによって、今後この木質バイオマスを中心としたバイオマスの取り組みをこの構想の策定によって一定の方向性をつけていきたいということで策定するものでございます。

構想の中には地域の概要ですとか、目指すべき将来像とかプロジェクトの内容ですとか、そういったものを構想的に記載をして、策定をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今、引き続き、地域資源活用推進事業、今の説明を受けましての続きなんですけど、調査・分析業務の委託料があるんですが、これはどれぐらいの期間でこういった調査が済むのか、わかるのかということと。

旧和知第二小学校の跡地のことで質疑はほとんど出尽くされて、再度の私、聞き漏らしていたかもしれませんが、質問させていただきます。

今も山田議員が言われました駐車場の件なんですけど、ある程度ああいうことで、もう本当

に町を挙げてのいろいろな行事をされるときには、駐車場はもうほとんどいっぱいになると思うんですが、そこら辺のことを見込んで駐車場の確保はそういうふうを考えていただきたいと思います。

地元の管理ということで、管理費はどうか。まだ詳細のことは決まっていないということなんですが、どこまでの地元の管理をお願いされているのか。利用料とか、施設維持管理とかは町でさせてもらうんですが、そういった申し込みなんかも要ると思いますし、町がどこまでそういった管理の業務をされるのか。そこら辺のことも明確に、またこれから決められると思うんですが、今のところわかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほどのご質問で、策定業務の委託の時期でございますが、予算をお認めいただきましたら契約手続に入らせていただこうと思っております。

方法によりましては、現時点ではプロポーザル方式での契約を考えております。

委託期間につきましては、10月頃から3月までを今のところは予定をしております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 駐車場の確保でございますけれども、これにつきましては、確保をしておるところでございます。今後、詳細な設計の中にも取り入れるということで考えております。

地元の管理、また町の管理はどこまでがボーダーラインかというようなことでございますけれども、これにつきましては、地元さんのほうの熱意もあることから、十分協議をして、ほかの市町村も参考にしながら決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） それぞれ答弁とかいただいておりますけれども、1つ今もありましたけれども、和知に予定されておる交流施設の関係ですけれども、ちょっと改めてお尋ねしておきたいのは、駐車場ですね。何台、予定をされておるのかというのを1つ伺っておきたいと思います。

それから、当然管理をしていくということになると、地元の人の協力ということでございましたが、例えば、ビジョンダンマークなんかでしたら、ふれあい広場で無料にして管理もしていただくというようなこともやっておられる例もあるんですが、今回、グラウンドに芝生を張ってグラウンドゴルフ場に活用ということも説明があったんですけれども、先ほどありましたように、やっぱり芝の管理って非常に大変なので、その管理もしていただくという

ことで、例えば、利用料は相殺するとか、そういうきちんと管理の仕方っていうのはしておくべきじゃないかと。

ただ、口頭で協力していただくということになりますと、やっぱり今の人たちはそれなりの熱意を持ってやられるわけですけれども、やはり年代がこう次々かわっていきますと、大きい負担になってくるということも確かでございますので、そうすると最終的には町が責任を持たんなんというのは当然ですけれども、相当な費用を出して管理をせんなんというようになりますので、地元の協力を受けるということになれば、そのかわり使用料を免除して使ってくださいとか。また、そういうために協定書とか覚書みたいなものを結んでおいて、そういう団体とのそういう方法も考えるという形で、やはりそういう人たちが責任を持って利用もしていただいて管理をしていただくのも、それも1つの考え方かと思っておりますので、ぜひそういうことも踏まえて、そして幅広い人たちが広く使っていただけるようにもちろんせんなんわけでございますけれども、そうすべきだというように思っておりますので、ちょっとその辺の考え方を伺っておきたいと思っております。

それから、地域資源の活用推進の関係で、いわゆるバイオマスの生産から利用までの調査ということでございまして、今もありましたけれども、10月から3月の間に調査ということでございました。

直接、今回の調査・分析等と委託料とのかかわりがちょっとわかりませんが、今年の3月29日に、京丹波町の木質バイオの導入検討ということが新聞報道されまして、慎重な制度設計とかいう形で新聞報道もされておるわけでございます。

これを見ておりますと、一部の地域で燃料を使ってバイオマスを使って、そのエネルギーで公共施設等の暖房施設を整えるということになっておりまして、森林施策の目玉の1つだというように報道されておるんですけれども、具体的にそれとの当然整合があると思うんですけれども、これをのせるためには、今回の国の地域資源活用推進事業で一定の計画をつくって、そして進めていくんだというように思うんですけれども、具体的に私どもは議会も聞いてないわけで、新聞報道でしか内容がわからないわけでございます。

やはりそういう取り組みが全町的にそういう取り組みをしようという考え方なのか、あくまでも新聞報道にあるように、一部の地域の公共施設のところでこの活用を図っていくと。それこそさっきもありましたけれども、モデル的なそういうものをするということは全町的に広げるという考え方ではないかと思うんですけれども、その辺の今度この調査をして計画をつくるということになると思うので、考え方等を伺っておきたいと思っておりますし、議会についてもきちんと説明を求めておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 旧第二小学校の駐車場の台数ということでございますけれども、これにつきましては、またこれから設計の中に盛り込んでいくということになりますので、いま何台というふうにはちょっと申し上げることはできません。

また維持管理につきましては、基本的には地元で維持管理をお願いすると思っておりますが、地元負担にならないような配慮も必要かなというふうに考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、調査・分析業務等委託料となっておりますが、内容につきましては、バイオマス産業都市構想の策定業務の委託料でございます。構想の策定にかかる業務を半年をかけてするというものでございます。

それから、地域別供給システムについてのご質問だったと思うんですが、当初予算におきまして実施設計委託料を出していただいております。

その中においてもご説明を申し上げましたけれども、和知地区の市場・大倉地区、公共施設が比較的集まっているエリアにおきまして木質バイオマスエネルギーによる熱供給システムをしようというもので、モデル事業として取り組むわけでございますが、熱の部分と、暖房に活用するというので、長老苑を核にしてわちエンジェル。また、今後周辺の施設等に広がりを見せていくということで、第1弾としてモデル的に実施するものでございます。

モデルだからこれ全町的という考え方もございますが、それぞれの地形ですとか、施設の配置によって木質バイオマスエネルギーの活用方法は異なっております。同じバイオマスエネルギーの熱供給を他の地域でもできるかっていけば、そうではないということで、比較的ここは公共施設が密集しているのでこの方法を取らせていただいておりますし、また単体で、今でしたらグリーンランドみずほで薪ボイラー、ウッドボイラーによる風呂への給湯、熱供給ということも取り組んでおりますが、単体のボイラーによって木質エネルギーを利用するという方法も考えられます。

また、各家庭においては薪ストーブの導入補助も行っております。これについては、暖房に利用ということですが、薪ストーブの利用をそれぞれ各ご家庭で普及するように取り組を進めているということで、方法はいろいろ違いますけれども、同じ木質エネルギーの活用という面で、それぞれの状況に応じて取り組を進めていきたいというふうな考えのもとで進めておりますし、このバイオマス産業都市構想の策定に当たりましては、その取り組みをもう少しわかりやすく整理をした上で、今後の京丹波町の木質資源、バイオマスの中

心としたバイオマスの産業づくりについて整理をし、また今後の取り組みにあたっては、関係6府省が連携をして国の省庁がやっておりますけれども、それぞれの有利な補助金を使いながら取り組みを進めるべく、構想策定に取り組むものでございます。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 答弁をもらったんですが、支所長から。設計の中で考えるって、屋根付多目的交流施設の設計調査やさかいに、その中に駐車場の設計も入るのかどうかだけ、ちょっと確認をしておきたいけどね。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） それにつきましても設計のほうに加えるということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程されました、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、私は賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算では、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりに必要とされるものだけに予算を計上されております。

まず、総務費において地域交流拠点整備事業として、和知地区、和知第二小学校跡地の利活用を目的とした屋根付多目的交流施設の整備にかかわる測量設計業務等委託料に1,682万7,000円が計上されております。

平成13年の小学校統合により閉校となった和知第二小学校は、上和知中部地域の交流拠点として存在し続けてきた経過があり、惜しまれながら廃校した後、老朽化した校舎は伝統芸能継承施設として利用する部分を残し、解体撤去されました。

その後、なかなか跡地の利活用が定められない中で、平成22年2月には小学校跡地を慕う地元住民の皆様の思いが込められた要望書が和知地区代表区長様、そしてゲートボールやグラウンドゴルフを生涯スポーツとして愛好しながら、地域の親睦と健康づくりを实践されている皆様の連名で提出されております。

要望者の皆様は、昨年末、地域に示された整備計画を感謝し受け入れながら、さらに継続

した活動を続ける中で、和知第二小学校跡地活用を推進する会を立ち上げられ、町内外の類似施設を視察し、現状の調査・研究を深める一方、広く同跡地の利活用を町民の皆様と呼びかけるための自主的な活動として、ボランティアによるグラウンド芝生化プロジェクトを計画するなど、地域の期待感は大きく高まっております。

屋根付多目的交流施設の整備は、本町内外を含めた住民同士の交流拠点になり得ると同時に、有事の際には隣接する体育館、グラウンドを含めた防災拠点としての役割を担う重要な施設として位置づけられることとなります。

次に、若者定住促進宅地購入補助金交付事業として900万円が計上されております。

この宅地分譲予定地は、町営住宅の老朽化に伴い取り壊された土地であり、長年、地域住民により草刈り等の維持管理が行われ、有効活用を求める要望が強かったところです。今回、町有地の有効利活用と若者定住促進施策として整備した住宅用地の購入に際し、1区画100万円を補助するものですが、若年層が住宅を構えることは容易なことではなく、地域に密着、愛着を持ちながら長く住み続けられる場所でなければなりません。

その一助として、上下水道の新規加入分担金相当100万円を補助金として交付することは、早期の住宅地分譲が見込まれるとともに、今後、同様の施策を行う場合には、1つの先行モデルとして有効に機能するものと考えます。

さらに、地域資源活用推進事業では429万5,000円が計上されており、新しい生活環境の構築が提案されております。

この事業は、北海道下川町の地域資源循環活用を先行事例として習い、取り組みを進めております木質バイオマスエネルギーをモデル事業として確立しながら、今後においてバイオマス産業都市構想を目指していくための重要なまちづくり施策であり、あらゆる地域資源活用の可能性を引き出すものです。

東日本大震災を経験したことにより、全国的な規模で不安を募らせている電力問題、そして想像を絶する規模で発生する近年の自然災害に備え、町民の皆様が安心して暮らし続けられるための新しいまちづくりの方向性を指し示したものであると大きな期待を寄せるものです。

行政再編後10年を迎える中で、今回の補正予算に計上されました各事業は、今日まで本町が継続して取り組んできた地域支援事業に基づく施設整備、そして資源循環型社会の構築により、幸せな京丹波町の未来を目指すための必要な事業であると確信し、議案第59号平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、請願第5号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する請願書》

○議長（野口久之君） 日程第10、請願第5号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、総務文教常任委員長に報告を求めます。

梅原委員長。

○総務文教常任委員会委員長（梅原好範君） 去る6月10日に開催した総務文教常任委員会において、今回提出されました請願書の紹介議員である東まさ子議員から、その内容の説明を受けるとともに質疑を行いました。

そこで出された少数意見の主なものとして、海外で日本が攻められていなくても自国の存立が危ないと判断すれば、アメリカが戦争しているところへ自衛隊を派遣し戦争ができるという法案であり、問題である。紛争は、憲法を生かした戦略で解決する方向を日本は目指すべきであるといったもの。

また、それに対し、多数意見の主なものとして、戦争をしないということについては異論のないところであるが、法案の中で戦争をするという言葉は一部分も出てこない。日本が海外で戦争をする国と決めつけるのは大きな間違いであり、世論に不安感を募らせる便法にすぎない。

軍事力というのは抑止力でもある。許される範囲の防衛力を持つということは、戦争をしたくないという意志の表れである。国会において早急に判断を求めずに、先送りにして進めていくべきとの認識の中で、早急に京丹波町議会として判断を出すべきではない、などというものでした。

以上、その内容等について、慎重な審議と協議を行い、最終的に採決した結果、採択に賛

成の委員は1名であり不採択となりましたので、審査の経過及び結果について、京丹波町議会会議規則第94条第1項の規定により、ご報告申し上げます。

それでは、請願審査報告書を朗読いたします。

平成27年6月18日。京丹波町議会議長 野口久之様。総務文教常任委員会委員長 梅原好範。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記 受理番号 第5号 付託年月日 平成27年6月1日。件名 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する請願書。

審査の結果 不採択。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと1点、お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今、国会でも審議をされておまして、それぞれ自民党をはじめ民主党、維新の党が推薦しました。憲法学者も今提案になっている、この戦争法案というべきこの議案を憲法違反だということを確認に述べたということが明らかになっております。

こういう中で出された請願でございます。誰もが今もありましたように、戦争反対というのは当然であります。しかし、法案に戦争という文字がないということでもございましたけれども、やはりどんどんと自衛隊が海外へ出るということは、その法案が通れば、地球の裏側までできるということになるわけでございますので、日本が直接、日本の領土で起こることではなしに、そういう自衛隊が派兵されて海外で戦争の中に参加をするということになるわけですけれども、まさしく戦争だと思ってしまうんですけども。

今のこういう状態の中でいろんな意見が出された中で、例えば、否決ということではなしに、継続審議をして慎重に改めて審議をすとかいうような、そういう検討はされなかったのかどうか。

いろんな世論調査を見ましても、8割以上の方が廃案とか今国会で成立をすべきではないと、もっと慎重な審議を求めよという声が本当にどんどん強まっている中で、やっぱり議会としてもそういうことを踏まえて判断するべきじゃなかったかと思うんです。その点につい

て1点、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 梅原委員長。

○総務文教常任委員会委員長（梅原好範君） まず、当日の委員会においては時間を制限することなく、それぞれの委員の皆様からの議論が途切れるまで質疑を行いました。

その中で、やはり皆さんが声をそろえておっしゃるのは、第9条の国際平和を誠実に希求し、戦争を永久に放棄することは異論のないところである。日本国憲法を順守することは全国民の義務であるとの認識のもとにさまざまな意見を議論されまして、またその議論の中には、現行の国会における議論が憲法違反であるとの内容はございませんでした。

そうした経過のもとに、我々委員会としては、請願書の内容に基づいた正確な審議をしていくべきだという方向性になりまして、先ほど報告しました、さまざまな意見を聴取したところでございます。

そのようなもとで報告しました採決結果が導かれたわけでございますけれども、その経過の中には紹介者の議員の方から、積極的に今後においていろんな手法をとり決議するべきだとのご意見はなかったように記憶しております。

また委員会としては、現在国会において憲法解釈を含め慎重に審議されており、動向を注視していくということは発言がございましたことを報告します。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 私も総務委員会に参加しておりました。

委員長報告のとおり、請願第5号を不採択にすることについて、賛成の立場から討論をいたします。

私の父は、中国の湖南省において、昭和19年12月に戦死をいたしました。時に私は5歳でございました。5年前に兄弟3人で父終えんの地を訪ねる機会に恵まれました。長い間の私たちの悲願がやっと達成できたという喜びと熱い思い、同時に、なぜ父はこんな遠いところまで行ったんだろうかと。時の指導者の間違った判断は、先の戦争で200万人を超える尊い命を失いました。二度と再び戦争をしてはいけない、二度と再び私のような戦争遺児をつくってはならん、これが私の平和への原点であります。

今回の法整備を惹起せしめた日本の安全保障について申し述べます。

ご案内のとおり、今や中国の台頭は著しく、毎年国防費は10%を超える増加をしております。

まして、もはや戦闘機は689機を有しております。

同時に、北朝鮮の状況は核の保有は公言しておりまして、ミサイルの高性能化は一段と進んでおります。大量核兵器の拡散は進んでおります。また、過激派組織のテロであります。このような安全保障環境の悪化は、日本単独でもはや安全を守ることは困難な状況でございます。

指摘すべき第1点は、日米同盟と国際連携の中で日本を守っていく、この認識を大きくことにしております。

次に、法案の内容について順次述べてまいります。

先ほども委員長報告にありましたように、提案は海外の戦争をする国、戦争法案、さらに請願項目として戦争立法と書いてありました。このようなことは法案のどこにも書いてなく、世論の警戒感や不安感を促す便法にすぎないと重ねて申し上げます。これが、2点目であります。

指摘すべき3点目は、法案は憲法の平和主義、専守防衛はしっかりと維持と堅持をしております。さらに重要な項目について、しっかりとした歯どめがかかっております。つまり、集団的自衛権行使も自国防衛に限定しております。

また自衛隊の海外活動の歯どめ3原則もあります。すなわち国際法上の正当性、すなわち国連決議があること。2つには国民の理解と民主的な統制、すなわち国会承認であります。

さらに重要なことは、自衛隊員の安全確保、絶対守るということでございます。日米同盟と国際連携を強化し、切れ目のない事態対処が可能な限り、すなわちこの抑止力のもとに領土・領海・国民、さらに財産を守っていく法制であり、慎重な審議は当然であります。

以上の観点から、委員長報告のとおり、請願第5号を不採択することについて賛成の立場から討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、請願第5号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する請願書について、委員長報告に反対し、採決を求める立場から討論を行います。

請願は、安倍政権が5月15日、国会に提出をした安全保障法制関連法案は憲法9条に違反していることを指摘し、その上で日本の平和、生命と財産を守るために、1つ、戦後最悪の憲法破壊である戦争立法を行わないこと。2つ、日本国憲法第9条を守り、生かすことの2点について意見書を国へ提出してほしいというものであります。

今の国会中に安倍政権が成立をさせることをアメリカ大統領に誓約してきた安全保障法制は、平和安全などつけられている名前とは全く逆に、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦争法案にはかならないことが国会審議の中でも鮮明になっており、請願は採択をすべきであります。

憲法9条は、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、また武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄すると明記をしました。

戦前、日本軍国主義が行った中国やアジア諸国への侵略戦争の反省から、戦争放棄、武力行使の放棄が明記されたのであります。安保法制は、一遍の法案でこれを180度ひっくり返してしまうものであります。

戦争法案には3つの重大な問題があります。

第1に、アメリカが世界のどこであれ、アフガン、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、これまで戦闘地域として支援活動はしないとしてきた地域でも、今後は軍事支援活動を行うという問題であります。

問題の第2は、形式上、停戦合意があるものの、なお戦乱が続く地域で治安維持活動をするという問題であります。この活動の際に、自己防衛に限っていた武器の使用を任務遂行、つまり敵対勢力の妨害排除のためでも認めるなど、格段に拡大をしようとしております。

問題の3つ目は、日本がどこからも攻撃をされていないのに、集団的自衛権を発動して、アメリカの戦争に参戦し、自衛隊が海外で武力を行使する問題であります。これは、歴代政府が長年積み重ねてきた憲法9条の解釈を根底から覆すものとなっております。

6月4日に開かれた衆議院の憲法審査会で、与党の推薦した参考人を含む3人の憲法学者がそろって戦争法案は憲法違反と指摘をしました。

世論調査でも読売、8日付では、政府は法案を十分説明しているかに対し、80%が説明していないと答え、今国会の法案成立について反対が59%、賛成は30%であります。憲法違反の上、国民が納得していない法案は強行すべきではありません。

今求められているのは、こうした軍事一辺倒の方向ではなく、憲法9条を生かした本当の平和戦略によって、世界の平和、日本の平和と安定を図っていく方策を考えていくことでもあります。

戦後70年にふさわしく、日本を「海外で戦争をする国」にする「戦争法案」に反対する請願。この採択を強く求めて、討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○14番（山田 均君） 今、提案になっております請願、委員長報告に反対の立場から、そして請願を採択すべきという立場から討論を行いたいと思います。

今、賛成討論で鈴木議員が、お父さんが戦死をされて5歳で孤児となったということ。また、5年前にその現地へ行ったということで、時の指導者が間違った戦争を起こしたということを書けられて、二度と戦争をしてはあかんと。平和が原点であるということを書けられました。大いにその点では一致するところでございます。

そのときに考えなければならないのは、なぜ第1次世界大戦、第2次世界大戦が起こったかということでございますし、戦後軍拡競争ということでいろいろの間、いろんな動きが起こってまいりました。結局、抑止力ということで軍備を持てば、さらに相手国が軍備を増強すると。これまさしく軍拡競争で、どんどんどちらが何を持つかということになって、核兵器まで持っていくということになるわけでございます。これの行き着く先は、結局は戦争につながっていくと、これは第1次世界大戦、第2次世界大戦の大きな教訓になっているわけでございます。それを受けて日本は集団的自衛権、そういうものを行使しない、軍備を持たないということを憲法で高々にうたったわけでございます。

そういう面から言いますと、やはり言われましたように、抑止力で守っていくということは国のあり方としては間違っておるということを書けたいと思うわけでございます。結局、軍拡、軍備を増強していくということは国民生活に大きなしわ寄せをする、お金をどんどん使うわけでございますから、国民生活に大きな影響を及ぼすということは、これはまた明らかなことでございます。

やはり今回提案になっておる国の法律を見て、戦争という文字が1つもないということでございます。確かに平和という文字がついております。そういう中身を1つずつ見れば、憲法学者そのものが指摘をしておりますように、憲法違反だということを明確に述べておるわけございまして、それを法案は国会議員がつくるものだといって強引に推し進めようとしておりますし、これまでのいろんな経過を見ても国連決議があると言われますが、アメリカはイラク戦争で国連決議がなくてもイラクに核兵器があると言って戦争をしましたが、結局それはアメリカ自身の、いわゆる捏造であったということも明らかになっておるわけですね。

そのことに対して、日本はイラク戦争に支持をしました。しかし、何の反省もしておりません。アメリカがイエスと言え、日本もイエスと。白と言え、白と。こういう日本の今の現状を考えれば、アメリカから自衛隊派兵を要請されれば、断れないというのが歴代のいろんな自民党の方自身も書かれておられます。それが日本の今の集団的自衛権を認めないという、それが歯どめになったということも明らかになったわけでございます。

今の安倍政権が進めるこの戦争法案にきっぱり国民の声を代表して、議会としても反対の意思を表明してくれることが非常に求められておるし、全国でもそういう議会が多数を占めてきておるといふことも申し上げて、この委員長報告に反対し、請願に賛成すべきといふことを申し上げて、討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、請願第5号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。この請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、請願第5号は委員長報告のとおり不採択といたします。

これより暫時休憩をいたしますが、12時を若干回りましたことに、進行に対するおわびを申し上げます。

午後は1時15分からといたしますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

《日程第11、発議第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第11、発議第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

東まさ子君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいまより発議第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について、提案説明を行います。

5月15日、安倍内閣は国会に安全保障法制関連法案を提出し、今国会での成立を図っております。

これは、昨年7月1日の閣議決定による憲法解釈の変更に基づいて、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持PKO協力法など、改正10法案を一括した平和安全法

制整備法案と国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能にする新法、国際平和支援法案の二本にまとめたもので、日本に対する武力攻撃がなくても政府が存立危機事態と判断すれば、集団的自衛権の行使を認めるものとなっています。

これまでの日本政府の憲法解釈では、一貫して日本に対する武力攻撃がない場合、武力の行使が許されない、海外での武力行使は許されない、集団的自衛権は行使できないというものでありました。ところが、これらの安全保障法制関連法案は、歴代の自民党政権も認められないとしてきた自衛隊の武力行使や戦闘地域での軍事支援について、政府の判断でアメリカの先制攻撃にも参加できる法案となっております。

日本国憲法は政府の行為によって、日本が再び戦争をする国にならないことを決議し、制定されました。戦後日本の原点となった平和憲法が、従来の政府見解を転換することで、日本を殺し殺される国へとかえてしまうのが安全保障法制関連法案であります。

日本の進路を左右する大問題であり、今国会でも衆議院憲法審査会で与党推薦の参考人を含め、参考人として招致された3人の憲法学者全員が法案は憲法に違反するとの意見表明を行うという事態となりました。

今、圧倒的多数の憲法学者が憲法違反だと言い、国民世論も先週末発表された時事通信の調査では、「今国会で廃案にすべき、また今国会にこだわらず慎重に審議」を合わせると8割を超えております。憲法違反の上、国民が納得していない法案を強行するべきではありません。

日本弁護士連合会、宗教界、保守の政治家、自民党の野中広務元幹事長や古賀誠元幹事長も反対の声を上げられております。町長も「憲法はきちんと守るべき、また今国会での成立を強行するのはよくない」というふうはこの6月議会の一般質問でも表明されておられます。

京丹波町議会としても国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、法改正を強行するのではなく、国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国会での慎重審議を求める意見書を提出することを提案するものでございます。

議員の皆さんのご賛同を心からお願いを申し上げ、提案説明といたします。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書につきましては、事務局のほうから朗読をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本議会事務局長。

○議会事務局長（堂本光浩君） それでは、提出者より指示がございましたので、安全保障法制の慎重審議を求める意見書案を読み上げをさせていただきます。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案（以下、「法案」という。）を国会に提出した。

安倍内閣総理大臣は、法案の提出前から、今国会で法改正を成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態安全確保法、国際平和協力法（PKO）等、本来は、それぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を1つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしている。

戦後70年間、平和憲法の下、我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

また、法案には、国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大、「現に戦闘行為を行っている現場でない場所」での活動の容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命・財産及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任がある。よって、国会及び政府に対し、安全法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成27年6月18日。京都府京丹波町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発議第2号の質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） 今、安全法制の慎重審議を求める意見書を読み上げて説明がありましたが、ここで政府は集団的自衛権の、この「集団的自衛権の」とは国連憲章51条で使われている集団的自衛権と同じか、違うのか、1点目です。

2点目は、PKO活動は合憲か、違憲か、お尋ねします。

それとまた、周辺有事の対応はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 集団的自衛権の行使については、国連のほうでもそういう規定がされているということではありますが、ここで申しております集団的自衛権の行使というのは、今まで日本国憲法は武力行使はできないということで憲法で定めております。そうした憲法

をもとにした立場からは、この集団的自衛権というのは認められないということで、これまでも歴代の自民党政府がそういう見解を示されてきたことであります。

今回、それを限定的ではあるけれどもということで集団的自衛権を認めるというふうな、そういう法案が今回の中には盛り込まれているということであります。これは、憲法学者の皆さんが審査会で違憲であると言っておられることでありますので、これは憲法違反であります。国連でそういうふうに認められておりましたも、日本においては憲法違反になるということでもあります。

それから、PKO、もう一回詳しくお聞きをいたします。3つおっしゃっていただきましたけれども、あと2つ、もう一回お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） PKO活動は合憲か、違憲かということと、周辺有事の対応はどう考えているのか。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） PKO活動は合憲か、違憲か。私も詳しいことは存じませんが、PKO活動、いろいろと国連の決定によってされてきたということもありますが、国連で決定して行ったことでも間違っていたこともあるのではないかというふうに私は思っております。

また、今回の法案ではPKO活動、国連がそう認めたものでもない、そういう事象についても武力の行使ができるというふうな、そういう中身になっておりますので大変危険であるというふうに思っております。

それから周辺事態ということではありますが、これまで周辺事態という範囲を決めていたと思うんです。それを今回の法案では、周辺事態というのを取っ払って日本が地球の裏側でもどこでも自衛隊が行けるようなそういう中身になっており、これは大変危険であるし、また憲法にそれぞれが違反しているというふうに私どもは思っております。以上であります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 1点目の国連憲章51条で使われている集団的自衛権というのは、今回の法案の中でも一切認めておりません。

また、PKO活動は合憲か、違憲かお尋ねしたんですが、PKOが施行されるときには、戦争に巻き込まれるとすごい批判を受けながらも、この20年間、海外においても日本の世界の平和安全活動に対しての賛否の意見も聞いて、また大方の国民からも高い評価を受けておるPKO活動でございます。

また周辺有事の対応でどう考えているのかということで、地球の裏側までと国会の質疑で

ありましたが、裏側まで行ってこういった軍隊の後方支援の拡大を狙って武力の行使の一体化につながらないかというこの意見書なんです、これに関しては自衛隊の海外派遣の三原則というものはご存じなのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 周辺事態でいろんなことが起きた場合どうするのかということでありましたが、実際、周辺といえば韓国、中国、北朝鮮とかそういう範囲を示しているのかなというふうに思っておりますが、力に対して力で対抗するというのは紛争を大きくするだけで何の解決もできないというのが、これまでのいろんな場面において明らかになっていると思っております。

アジアのほうにおきましては、ASEANということでアセアン諸国が東南アジア友好協力ということで、これは憲法9条と同じように紛争の平和解決ということでそれぞれ話し合いによって物事を解決していこうという、私はそういうものがあるんですね。その集団が。本来はそういうふうに話し合いで解決するというのが筋道であって、日本が果たす役割というのは、武力で抑止力を強めるとかそういうことをするのではなしに、これまで世界で信頼を得てきた戦争はしない、軍隊は持たない、こういう平和を憲法9条をもとにした外交をすること、話し合いによる外交をすることが一番早い解決になると思っております。

それからPKOであります、20年間、いろいろと国際的に貢献してきたというふうなことでありますけれども、私はそれぞれさまざま詳しいことは知りませんが、言っているように、アメリカのイラクの戦争でありましたり、アフガンの戦争は違うかもわかりませんが、パナマ、インド洋の運河の機雷の掃海のとくに給油をしたというふうな、日本もありましたけれども、やはりそういう根本的な解決をするためには力と力ではだめだというふうに思っております。

日本の役割は、やはり救助をもとにした平和外交のそういうことを進めていくべきだと思います。また今回のような、そういう法案をつくることによって、近隣の中国とかそういうところに反対に圧力がかかってきて、緊張のそういう場面をつくっていくことにつながっていくというふうにも思っており、憲法の専門の学者がおっしゃっているように、憲法違反だと言っているのでありますので、今回の法案はやはり違法であるので、認めるわけにはいかないし、もっともっと慎重審議をしていくということが、国民の合意が得られるということが大切でありますので、慎重審議、これはここにおられる議員の皆さん全てが合意できる内容だと思っておりますので、よろしくご採択いただきますようお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 質問をやめようかと思ったんですが、違法ということを聞きましたので、請願書の不採択の関係から戦争法案から、今回安全保障法制ということで、トーンダウンをされまして、かのように思われますけれども、提案説明とか提案理由、それから先ほど来からの答弁、違法という言葉も出ましたし、それを聞く限り、戦争法案ととらまえて反対という立場での意見書ということではないかと思うんですけれども、中身を見とってもしょうというような文言にとれるようなところが節々に見られまして、違法やと言うとって、慎重にかつ丁寧に進めるように要請するというのは、くい違いがかなりあるなと思うんですけれども、その辺の見解を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 違法だと言ったということではありますが、違憲だったのではないかというふうに思いますが。

慎重審議というのは、それはトーンダウンしているかもわかりませんが、今のこの状態を見れば8割の国民が今回の説明が十分にできていない、また反対だというふうに合わせると言っているのでありますので。

そしてまた、憲法の専門家が憲法違反だと言っておりますので、憲法というのは国の規範でありますので、それに違反しているということについては、こんな短い今回の国会で決めてしまうのではなくて、本来ならば一回下げて十分検討をするべきではないかなと思います。

これまででしたら、1本、1本、イラクへ行く時でも独自のそういう対処法について国会で論議をして決めてきた。そしてイラクへ行ったということではありますが、今回は10本の改正、そして新たな新法を1本するということでもありますので、そういった面からも民主主義の立場からもやはりこの国会で決めてしまわずに、慎重審議するということがやはり私たちは地方の政治家でもありますので、必要ではないかなと。財産、生命を守る立場からも大切ではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 最後の、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるように要請するという文言がありますが、これは具体的には何を意味する、どういうことを求めているのかということを知りたいのと、私が考えるのは、解釈改憲がまずいのかということが一番争点なのかなと思うんですけれども、今ある正規の手續にのっって進めていくのであるならば、慎重かつ丁寧に進めたことになるのかを合わせてお聞かせください。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 慎重審議ということではありますが、今回のこの法律に異議を唱えて

おられる皆さんっていうのは、解釈改憲というか、そういう立場の方も今回のやり方には認められないということをおっしゃられる方もおられますし、この法案でもいっておりますように、本当に重大な法案でありますので、いろんな立場の考え方は別にして、徹底した慎重審議、この意見書はそういうことを求めています。

賛同できる、そういう幅広い、今の状況では認められないという、そういう皆さんの思いを意見書に託すという立場からの意見書でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

森田君。

○1番（森田幸子君） 私は今回の意見書（案）の提出については、次のとおりの理由によりまして反対の立場から討論をさせていただきます。

なぜ、いま安保法制の整備を進める必要があるのか。それは、安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守る隙間のない体制を構築するとともに、国際社会の平和にも貢献するためであります。

今、日本に対し、どのような脅威があるでしょうか。現在、核兵器や弾道ミサイルなど、大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散しております。また、軍事技術も著しく高度化しています。我が国の近隣でも弾道ミサイルの発射事件を繰り返し、核開発疑惑を否定できない国があります。国際テロやサイバーテロの脅威も深刻であります。

こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる隙間のない安全保障体制を構築するとともに、抑止力を強化する必要があります。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要であります。安保法制の与党協議は、昨年5月に始まり、丸1年をかけ25回を数えます。資料もその都度、公表してきました。したがって、決して拙速だとは思いません。

憲法第9条のもとでは、これまでどおり他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められません。政府の憲法第9条解釈は、長年に渡る国会との議論の中で形成されてきました。その中で一番の根幹になっているのが、1972年（昭和47年）の政府見解であります。

すなわち、自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという窮迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として、初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武

力行使は許されるという考え方であります。

この考え方に立ち、日本を取り巻く安保環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が、昨年7月の閣議決定でありました。

この閣議決定では、憲法第9条のもとで許される自衛の措置、発動の「新三要件」が定められ、法案に全て明記されました。この「新三要件」の意義は大変大きく、重要なものであります。それは自衛の措置の限界を明確にしたことであります。

新三要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って、自衛の措置をとることができる見直ししました。

明白な危険とは、国民に日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況を言います。しかも、自衛権の発動にあたっては、国の存立を全うし国民を守るために、ほかに適当な手段のない場合にのみ許されます。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついています。

したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えていませんし、国連憲法第51条にあるような、他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。さらに、自衛隊員の安全確保のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全性が確保されているかなどもチェックできるようにしました。

そして、海外派遣の三原則として、1、国際法上の正当性の確保、2、国民の理解と国会関与など民主的統制、3、自衛隊員の安全確保を明確に定めてあります。

こうしたことから、意見書にあります戦後70年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているという批判は、全く根拠のない言いがかりであります。

1992年成立の国連平和維持活動PKO法の時も、戦争に巻き込まれるなど実態に基づかない一方的な批判が起りましたが、こうした批判のための批判は長続きせず、現在PKOは国民の大半の指示を受けています。

また、意見書には国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大、現に戦闘行為を行っている現場でない場所での活動の容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれているなどの批判は、支援の目的、趣旨や厳格に定められた要件、手続などを全く無視した、極めて短絡的な主張であります。

特に国際平和支援法では、海外軍隊への後方支援は慎重を期す必要があるため、公明党は国会の関与の重要性を一貫して主張し、例外なき国会の事前承認を義務づけました。従来のPKO参加5原則と全く同様の厳格な基準のもとで参加を可能にします。憲法13条で最大の尊重を要するその責任を負っているのは政府や国会でありますから、憲法に基づいて自衛権のあり方、国際貢献のあり方を決めていかなければなりません。決して、国民に不安や恐怖をおおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見きわめ、判断することこそが大切なのではないのでしょうか。

以上の理由によりまして、今回の意見書提出につきましては異議を唱え、反対討論とさせていただきます。以上。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議員発議第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）に賛成の立場から討論を行います。

質疑や討論もありましたけれども、ただいま日本共産党はあの悲惨な侵略戦争に命がけで反対をしました。多くの先輩が弾圧、投獄をされました。命がけで反対をしてきました。戦争の動きに対し、一番敏感に受け止めているのが、私ども日本共産党であります。

そういう立場から、この慎重審議を求める意見書は京丹波町議会一致で声を上げるべきだ、とこういう立場から提案されたものだと思います。

今、反対討論で国民の生命、財産を守ること。抑止力ということを言われました。抑止力とは、結局は軍備を持って軍備対軍備、どんどん軍拡が繋がっていくということになります。結果として核兵器さえ持つことも可能ということになりかねません。やはり今まで貫いてきた憲法9条を軸にした平和外交というものを基本にするべきだというように考えております。

ご承知のように、安倍政権が強行する現代の安保法制、国際平和支援と10の法案を一まとめにした平和安全整備法を国会に提出され、審議が行われているわけであります。この法案は、憲法9条を踏みにじり、日本を海外で戦争する国づくりにかえる戦後最悪の法案であり、戦争か平和か、日本の国のあり方、日本の運命を左右する歴史的岐路にあると考えます。

第1は憲法を蹂躪する違憲立法であるということであります。戦後、日本政府の憲法9条の解釈に関する全ての見解は一貫して海外での武力行使は許されない、このことを土台として構築をされてきました。

ところが昨年7月1日の閣議決定を具体化した法案は、集団的自衛権の行使を容認し、日

本に対する武力行使がなくても他国のために武力行使をする、海外で武力行使をするに道を開くものとなっています。

一内閣の専断で従来の憲法解釈、これの根本を180度転換する立憲主義の破壊であり、憲法9条の破壊にはかなりません。憲法改正の立場の人も含め、200人を超える多くの憲法学者が憲法違反の法案であること、拡大解釈の問題点や危険性を指摘しておられます。

法案は、戦闘地域としてきた場所にまで自衛隊を派兵し、武力行使をしている米軍等への補給、移送など後方支援、兵たんを行うこと、形式上、停戦合意がつくられているが、なお戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵し、治安維持活動に取り組むなど憲法を踏み破って海外での武力行使に道を開くものです。自衛隊は創立以来、1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出さなできました。この歴史を覆し、殺し、殺される日本にはなりません。

第2は、対米従属の問題です。

この法案を推進している勢力が異常なアメリカ従属を特上としていることです。

安倍首相は、違法は武力行使をした国を日本が自衛権を発動して支援することはないと答弁していますが、問題は、日本政府が米国の違法な武力行使を違法と批判できるのかどうかということです。

米国は、戦後、国連憲章と国際法を蹂躪して数多くの先制攻撃の戦争を実行してきました。日本は米国の武力行使に国際法上、違法な行為として反対したことは一度もありません。こんな国は世界の主要国の中で日本だけです。ベトナム戦争やイラク戦争でも口実とされた根拠は米国政府の捏造だったことが明らかになっても、この戦争を支援し、協力していたことを検証し、反省する立場が安倍政権にはありません。異常なまでの対米従属の政府が集団的自衛権行使に踏み出すことがいかに危険か、米国が無法な先制攻撃の戦争に乗り出した場合にも、無法と批判できず、米国から言われるままに、米国による無法な戦争への参戦、ここに集団的自衛権の一番の現実的危険があるわけです。

第3は、歴史逆行性の問題です。

過去の日本の戦争を間違った戦争と言えない安倍政権が、この法案を推進する危険を指摘するものです。戦後の国際秩序では、日・独・伊三国の戦争は侵略戦争だったという判定の上に成り立っております。

ところが、安倍首相は、侵略戦争はおろか、間違った戦争とも認めない。日本自身の過去の戦争への反省のない勢力が憲法9条を破壊して海外で戦争する国への道を暴走する、これほど危険なことはありません。

6月4日に開催された衆議院憲法審査会で、自民党、民主党、維新の党から推薦された3

名の憲法学者がそろって、集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ、海外に戦争に行くというのは憲法9条、とりわけ2項違反だ。従来の政府の憲法解釈を踏み越えてしまったので違憲だと全参考人が違憲との判断をしました。

また、6月14日の日本弁護士連合会の集会に自民党現職の村上誠一郎衆議院議員が、何とかしなければとの思いで駆けつけたと発言をされております。

集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を認めれば、これを突破口にして、例えば主権在民や基本的人権に至るまで、時の政府の恣意によって憲法を曲げることができる。民主主義の危機である。国民お一人おひとりが自分のこととして考えなければならない、自分自身のこととして判断すべきであって、一部の国会議員が決められることではない、切迫した情勢を切実に訴えられました。

野中広務元幹事長も再び戦争する国にはならないと園部の同窓会での集まりでも発言をされております。弁護士会会長も、党派を超えて立憲主義を否定することは許せないと発言されています。

今、安倍首相は法案を提出前から、この国会での法案の成立をアメリカ議会で表明するなど、法案の成立に執念を燃やしていますが、先週末に発表された時事通信の調査でも、戦争法案廃案と今国会にこだわらず、慎重に審議を合わせると8割以上になっています。

提案されております意見書案は、法案提出前から成立を表明したり、他国軍の後方支援の拡大、現に戦闘行為を行っている現場での活動容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれていることなど、憲法学者や弁護士など多くの方が指摘されていることも踏まえ、また非核自治体宣言の町として今国会で数の力で強行させないこととあわせて、法案の慎重審議、丁寧に進めることを求める内容であり、多くの町民が同意できる内容であること。日本共産党はこの法案には反対でありますけれども、多くの皆様の声を一致して声を上げる、慎重審議をやるべきだということを提案されているわけでありまして、合意できる内容だということを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。

村山君。

○13番（村山良夫君） 採決をされるまでに、今審議されたことや反対討論や賛成討論を聞いておりますと、安全保障関連法案の賛否を言っておられるようでして、本来この発議は、

慎重審議を求めるということになってますけれども、今の賛成討論、反対討論とも、この安全保障法案にどう思うかというようなことでございますので、私はこの採決には参加せずに退場させていただきます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 私もちょうと質疑をさせていただく中で、慎重かつ丁寧に進めるところの具体的なところの説明を聞いたわけです。そして反対討論、賛成討論と聞かせていただく中で、ちょっと私が考える慎重審議とまた違うのかなというふうな違和感を覚えていますので、私も退席をさせていただきます。

（村山議員、山崎議員 退席）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発議第2号を採決します。

発議第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。

よって、発議第2号は否決されました。

（村山議員、山崎議員 着席）

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 動議を提出いたします。

私、鈴木利明ほか、梅原議員、岩田議員及び松村議員から提出の平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書を直ちに日程に追加し、議題とすることを要請いたします。

以上です。

○議長（野口久之君） ただいま鈴木利明君から、発議第4号 平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書を日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

発議第4号を日程に追加し、議題とする動議を採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、発議第4号を日程に追加し、議題とすることの動議は可決されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時20分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《追加日程第1、発議第4号 平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書》

○議長（野口久之君） 追加日程第1、発議第4号 平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

鈴木利明君。

○9番（鈴木利明君） それでは、平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書（案）を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

お手元の資料をお目通しください。

今国会では、集団的自衛権の行使容認を柱とする「平和安全法制関連法案」が審議されている。

「平和安全法制関連法案」の具体的法案に関しては、集団的自衛権を行使するための法案「事態対処法案（武力攻撃事態法改正案）」、海外で起きた紛争であるが我が国に影響する場合、他国軍を支援することができる法案「周辺事態安全確保法案（重要影響事態法案）」など。

また、新法として、国際社会の脅威を排除するために他国軍の支援する目的で自衛隊を派遣できるようにする「国際平和支援法案」がある。

我が国は戦後70年間、平和憲法の下で、専守防衛に徹し、国家による他国への武力行使また他国からの戦闘行為を受けたことがない。しかし、近年我が国を取り巻く安全保障状況は緊張の一途をたどっている。

そのような現状の下、政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任がある。

よって、平和安全法制関連法案の審議にあたっては、専守防衛に徹してきた戦後70年の国の根幹にかかわる法案であることから、国民の声に真摯に耳を傾け、慎重審議を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上、冒頭で申しましたように、意見書を朗読して説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発議第4号の質疑を行います。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） まず、こういった形で意見書が出されてることを知らなかったもので、また見させていただきました。

その中でちょっと一番感じたのが、先に提出された3名の、提案者と2人の賛成者の慎重審議を求める意見書とタイトルは似通ってるわけなんですけど、どこがどう違うのかというところをまず1点聞きたい。

そして、最後、同じことを先ほど質問させていただいたことと同じことなんですけど、慎重審議を行うよう強く求めるという形で締めくくっていただいておりますが、具体的にはこの慎重審議を行う、具体的にはどういったことを想定されているのか。具体的にはどういうことをしてもらいたいという要望なのか、そこをお聞かせください。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） どこが違うのかは、皆さん方に見ていただいてご判断いただくのが一番よからうと思いますが、私は、日本を取り巻く安全保障の現況をしっかりと認識することが大事であろうというふうに思います。

これを認識した上で、今日まで積み上げてきた憲法の平和主義、専守防衛に徹する。そして国民の生命、財産及び領土、領海を守ることが極めて重要な国のまさに責務であると認識いたしております。

そして、次に、慎重審議ということはどういうことかというご指摘でございます。ご指摘のとおりでございます。

私は国会を大幅に延長して、法案の審議はまさに国会にあり、したがって、国会で会期をしっかりと延長して議論をすると、これが1点であります。

もう1つは、国民の声に真摯に耳を傾けるというふうに書いております背景には、私はもっと地方に行って、そして理解を求める。ややこしいことをしてるんじゃないです。実はこうだということを地方に行って、国会議員の皆さんが説明すべしと思います。

かつて、小泉さんのときでしたか、タウンミーティングというようなことをやっております。私は地方地方へ行って、地方の皆さんの意見を聞きながらこのように対話をして、そして政府の考え方、法案の原型をしっかりと説明して、あるべき日本の防衛政策を裨益するべ

きである。これが慎重審議であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私も1つお聞きしておきたいと思います。

私たちも意見書を出しました。慎重審議を求める意見書を出しましたので、できるならば国のほうにしっかりと徹底して審議をしてほしいという意見書を議会総意であげたいというのがありますが、1つはここで、今鈴木議員のほうからどこが違うのかということと問われて、我が国を取り巻く安全保障状況は緊張の一途をたどっているというふうに、そこが違うんだというふうにおっしゃられました。

去年の7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定がされたということではありますが、この閣議決定がされたというのも、この安全保障環境が変わったということからそういう閣議決定がされて、そして今回はその閣議決定を実行するための法律を整備するというところで、国会で今11本の法案を2本にまとめてしているということではありますが、この安全保障環境の変化というのは、具体的に言えば、どういう状況になっているのか。政府はそれをどういうふうを受け止めているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 政府というよりも、私の認識は先ほど説明をさせていただきました。これは政府の認識と類似するものであるというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、中国の東シナ海での軍事力の展開、これは許すことができない。そして毎年10%を超える国防費の増加が見られます。先ほど申しましたように、2014年には、既に戦闘機は689機保有しておりますし、新型の潜水艦は45隻、フリゲート艦は46隻というような、年々国の警備を図っております。

さらに、北朝鮮は2005年に核保有を表明しております。認めております。中距離ミサイルのノドンの完成も角度は大変高いと言われております。さらに、大量破壊兵器の拡散は目を見はるべきものがあります。あわせてどこに、いつ、あるかわからない過激派の組織のテロ、こういったものはきっちりと認識をして、日本の安全保障体制の中にきっちりと組み入れた体制をつくる、これが国家の役目であるというふうに強く考えるところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） お聞きをいたしました。

いろいろと中国とか北朝鮮とか、いろんなそういう周辺の国のことをお聞きしたわけですが、私たちが提案したときにも公明党の森田議員から質問があってお聞きしたように、

答弁しましたように、抑止力をもって対抗するというのは、今鈴木議員も中国は10%を国防費に使っているということでありましたですけど、本当に自衛隊が海外で危険な目にあうということだけではなく、日本の私たちの暮らし自体にもそういう防衛費を使っていくとすると大変な影響を受けてくるということもありますし、また、少しかういうのもいいものもあるかも知れませんが、周辺事態法も周辺事態におけるそういう部分を取り払うとか、また戦闘地域で戦闘はできないというふうな、自衛隊は行けないというふうな活動できないというふうなところも取り払ってしまうということも、今回の法律ではありますし、そうした点ではここに書いてもらっているように、専守防衛に徹し、国家による他国の武力行使または云々ということになっておりますけれども、そういうことでありましたならば、今回の法律のように法律をかえて、わざわざそういうことを抜いたり加えたりしなくても私はいいのではないかなというふうに思っております。

慎重審議というのは、私たちも同じことでありましてけれども、この安全保障環境の緊張ということに文面が入っているということでありまして、そうした立場から私たちとすれば、慎重審議をしてほしいというふうにも受け止められるというふうに思っております。これは私の意見でありますので、お伝えしておきます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 若干、ご指摘の点がわからないところがありますけれども、私なりに理解してお話をすれば、日本の、我が国の防衛費の増大はこれは認めてはいけないと思います。現状の水準を確保すべし。それをむやみやたらに中国がしてるさかいに日本もすべしという考え方は、私は100%持っておりません。日本単独では守れないために、集団的自衛権を認めて、そしてその認めるのも限定された中で認めて、そして共同で日本あるいは国連、あるいは関連国と共同で世界の平和を守っていくということが極めて重要であろうと思います。

今申しましたように、戦争の未然防止はそういう体制にある。そのことがやっぱり戦争の未然防止につながっていくということで、予算をむやみやたらに使わない。そして他国との、あるいは国際との協調の中で日本の安全平和を守っていくということが大切であろうというふうに私は思っております。

ために、今日まで守ってきた憲法平和主義、専守防衛の維持は絶対堅守をすべしでありますことを申し上げて、私の答弁といたします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私も提案者であります鈴木議員にお尋ねをしておきたいと思うんで

すけれども、鈴木議員としての考え方も含めて言われておるわけでございますけれども、今国会で審議になっておりますこの法案、私ども日本共産党は戦争法案を位置づけて廃案にせえと、反対だとかこういう立場をとっておるわけでございますし、もちろん与党である自民党や公明党は今期で採決して決めるとかこういう動きになっておるわけでございます。

そういう中で、京丹波町の議会として、どういう声を上げていくかということになってるわけでございますけれども、そういう面では認識をどう見るかということも大きな違いがあると思うんですね。

私たちは、昨日の党首討論でもありましたように、いわゆる自衛隊が後方支援などに行く。アメリカの軍隊の後ろにつくんだということを行って危険ではないということも言われるわけですが、安倍首相も認めましたように、国際法上ではそういうことは一体のものだということになってるわけで、後方支援と言っても派兵していろんな輸送に直接携われれば、それは一体のもの。こういうことで国際的にも認められておるといいますか、そういう認識だということも安倍首相自身も認めたわけでございます。

今回の法案がどんどん一内閣の判断によって解釈ができるようになっておるといことだとか、集団的自衛権をどの範囲まで見るかということになれば、今申し上げましたように、アメリカと同盟国ということでアメリカの傘下にあるということに言われるわけですが、これまでは集団的自衛権を認めないということでアメリカの要求に応じて、要請に応じて派兵しなかったんですね。これを取っ払われると、当然アメリカの要請に応じて自衛隊を出していくということとなります。

国際連合といわれましたけれども、結局、アメリカは単独でもやってるわけでありまして、日本はそれに一度も反対をしたことはないわけでございます。そういうことを考えれば、非常に危険なことになってきておるといことも言えるわけございまして、やはり抑止力ということと言われるわけですが、抑止力というのは軍備で押さえるといえますか、そういうことございまして、やはり軍備を增強しなければ抑止力にならないということは、当然だれが考えてもそういうことございまして、今軍備を増さないということになりましたけれども、抑止力というのはそういうことで、今アメリカはそういうことで軍事費がどんどん増えて、もう経済破綻というようなことにもなっておるといのは、どんどん派兵をしたり、よそに攻め込んだりしておるわけで、そこに日本が肩代わりをさせられるという一件もあるわけで、やはりそういう問題点は明らかにしていくということも慎重審議の中に大事なことだと私は思ってるわけでございます。

やはりこの周辺の、いわゆるここにとりまく安全保障状況は緊張の一途というふうに言わ

れますが、敵対ということではなしに、平和的外交をしっかりと進めていくということが私は基本だと思います。その辺については、日本が今まで憲法9条を1つの基本にして平和外交をやってきたわけで、その基本はさらに進めていくということが私は一番大事だと思いますし、テロの場合でもNPOの方のいろんな報告を聞いておっても日本は9条があるということで、テロからの攻撃にもされないということもはっきり言われてるわけで、自衛隊がどんどん出ていけば、NPOのそういう人たちも標的にされることは明らかでありまして、そういうことを指摘をされておるわけですが、そういうことについてはこの言われるように、本当に抑止力が必要だということでどんどん進めば、今出されている法案を推進することになるわけですので、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 今のお話にありましたように、外国との関係は、山田議員ご指摘のとおり、防衛ではありません。外交です。これが第一次的に機能する。そういう体制をつくること、これは私も山田議員も一緒だというふうに思っております。外交中心の外交環境を充実する、常日頃の友好関係をさらに進化させていく、そのことが防衛につながるという認識をきっちりと基本に持つべきである。

同時に、先ほど申しましたけれども、集団的自衛権をむやみやたらに認めておるわけではございません。日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危機がある事態、それを判断するのはアメリカではありません。我が日本です。我が日本がそういうことを認識をして、そしてそういうことをやるべしということを発動するというのは日本の政府がするわけで、アメリカ軍がするわけでは100%ございません。

そして、さらに申せば、先ほど森田議員からもお話がありましたように、自衛隊が海外にむやみやたらに出て行ってよいという法律はどこにもありませんで、国際法上、先ほど申しましたように、国連決議があり、国が認め、そして第一に自衛隊の安全を確保する地域でないといけない。私たちのような、また戦争遺児が生まれてはいかん、そういうことをしっかりと検証の上に活動ありというふうに私は理解をいたしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 私も提出者に1点だけお聞きをいたしておきたいと思います。

意見書の内容とか、また提出者に対する質問に対する答弁をお聞きをいたしておりますと、今国会で審議されております、この平和安全法制関連法案につきましては、基本的には賛成であるというふうに私は理解をしたわけですが、そのような理解でいいのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 私は、最終的に判断すべきは国民だと思います。

ただ、日本の場合は、ご案内のとおり代議制をとっていますから、自民党中心、公明党との連携の中で与党形成がされておりますから、その中での論議が中心になってこようということは、これは皆さんご案内のとおりであります。

しかし、それとて国民の選んだ代表ですから、その中で論議される方向づけというのは、国民の方向づけと一致するものではないだろうか。

先ほど申しましたように、私は慎重という中で申しましたように、今いろいろあったように、ほんまにというような不安が国民の中にあることは確かです。だから、先ほど申したように、国民のみんなのもとに帰って、そして十分意見を聞く、そして議論を積み上げていくということをこれからも、もっともっとすべき、これが私の考え方でございます。あわせて、先ほど申したように、タウンミーティングなども開いたらよいと思う。町長が各地集落を回られて、町長と語るつどいを開かれて、まさにそれを全国版をやるべしだということを私は思っております。以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 鈴木議員にちょっとお聞きしたいんですが、まず、先ほど話を聞いておりますと、専守防衛には徹しなあかんというようなご意見やったり、また、場合によっては、集団的自衛権は制限をつけて容認されるようなご意見でもあったようでして、この文章というか、意見書を読む限り、もう1つその辺がはっきりしないということが1つと、その辺をもうちょっと明確に、鈴木議員の思っておられる、また提案者の方、あと3名の方と協議をしてもらって、その辺のことの修正をってもらうということ。

もう1点修正をお願いしたいのは、慎重審議というところを、具体的に、もっと地方というのですか、全国の国民に理解を求めるために、大幅に期限延長をして審議をすべきであるというように強く求めるという文章に変えていただくというわけにはいかないかどうかお聞きします。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 私はずっと申してますように、慎重審議をすべしということを、先ほど申しましたように、会期の延長、それは国会が決めることですから、国会の中で会期延長を、国会対策委員長会議で決められる。そして、延長の中で対応すると。そして、同時に、もっと国民の不安を払拭する、町長と語るつどいの国会版を、全国津々浦々で展開すべしと。そしたら、その中には、そういうことやったんかということがわかってこよう。その上で

採決をすべしと。それで、代議制ですから、最終は国会で決められることですので、そういう対応をきっちりしていただきたいということでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今、回答していただいたのですけれど、ちょっと私の説明がまずかったのかどうか、問いが悪かったのかどうか、ちょっと趣旨が違ったように思ったのですが、その慎重にやるとか、延長するとかいうのは、国会が決めることです。当然そうです。いわゆる全国民に理解ができるように深めるための活動をして、そのためには期限を大幅に延ばして審議をすべきでないかという、これは要請ですから、そういう要請の文案に、この意見書は変えられないかどうか、お聞きしておるのです。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 私は、このタイトルを見てもらったらよろしいように、平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書ですから、まさに、そして、最後の締めくくりは慎重審議を行うよう強く求めると、これで締めくくっておりますから、十分わかっていただけの内容だろうかという認識をいたしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 提出者の鈴木議員に、私ももう一度聞いておきたいと思うのですが、1つ、国民の声に真摯に耳を傾けということ、今、タウンミーティングのようなことということもあったわけでございますけれども、それは鈴木議員の思いでございます、なかなか、この文章だけではそういうことが届かないということはあると思うのですが、ご承知のように、自民党の高村副総裁は、憲法学者が集団的自衛権は憲法違反だという違憲だということを発言をされたことを受けて、決めるのは我々だということを言っておられるわけですね。だから、そういうことからすると、多数でやりますよというようなことを言っておられるのです。やはり、専門の憲法学者の声だとか、国の声を本当に聞く気持ちが、それではないのではないかと思います。

だから、もっと、この文面についても、強くそういうことを指摘しなければ、どんどん数の力で行こうということになるんじゃないかということをお尋ねしていただきたいということ、それから、一番問題になっております、この集団的自衛権ですね。これは、専門の憲法学者も違憲だと、こう言われておるのですけれども、鈴木議員は、そのことに対しては憲法違反ではない、違憲ではないと、こういう考えなのか。憲法の範囲内だと考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 私見を申し上げれば、この集団的自衛権の行使も、今回、容認をされました。それも、私は自国を防衛することに限定して、むやみやたらに歯止めなしの容認ではないと。それは、私は是として考えております。

そういうことを踏まえて申し上げれば、日本はご案内のとおり、代議制です。京丹波町も代議制です。最終、総選挙で選んだ人たち、参議院選挙で選んだ人たちが国の方途を決めると。これは、万やむを得ないシステムであるということは、皆さんの基盤として持っている。私もそういうふうに考えておりますので、代議制の中で、どういう方向性を決定づけるかというのは国会であります。以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 最後に1つだけ、鈴木議員の今の答弁にお聞きしたいのですが、集団的自衛権は認めるということでありました。そやけども、専守防衛に徹してということでもあります。

例えば、集団的自衛権ということは、海外で戦争ができるようにするということではありますが、日本が攻められてないのに、他国でそういう軍事的なことが起きた場合に、日本が存立の危機に立って集団的自衛権を行使するというような、そういう場面というのはあり得るかどうか。他国で戦争がされておるのに、そういうのが想定できるかどうかということが1つあって、そういうことも、なかなか国会では答えられないというふうなことに今なってますわね。だから、そういう、今、本当に専守防衛、日本が本当に攻められたときだけ、その武力行使できるという、その域を越えたそういうことというのは、今、鈴木議員の言葉からすれば、森田議員さんのほうの質問の中身からも、ないというのが、改めてこんな、新しく法律をつくらなくてもよいというふうに私は思うんですけども、鈴木議員はどういうふうに思われますか。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 私の私見を申し上げます。

私は、そう、そういう事態は起こらない、起こしてはならんと。そして、先ほど申しましたように、明白な日本への危機がある、存立危機事態に至ったときに、その集団的自衛権が行使されるということです。したがって、そのような事態はそうそう起こってはならんし、起こらないと、私は考えております。

○議長（野口久之君） ちょっとここで皆さんにお願いを申し上げます。

朝子教育長、伴田参事から、公務のために退席する旨の申し出をいただきましたので、受理をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(朝子教育長、伴田参事 退席)

○議長(野口久之君) まことに申しわけございません。引き続き、会議を開きます。

山田君。

○14番(山田 均君) いろいろ提案者である鈴木議員から言われておるわけでございますけれども、集団的自衛権と個別自衛権というのを言われておるのですけれども、いわゆる、そういう面からいうと、どのような認識をされておるのかということと、それから、存立の危機の場合に集団的自衛権と言われるのですけれども、国会でも石油輸送が止まれば経済の存立危機だと、こういうことになっておりますし、いわゆるその判断は、その時々の内閣がするという事になっております。緊急の場合には、国会への承認は後日の報告でもいいと、こういうことになっておりました、非常にそういう面では、強調されているように、チェックが働いておると言われますが、いろいろな抜け穴といいますか、そういうものがあって、裁量が大きく認められておるということも明らかなわけでございます。

そういう点からすると、本当に法案の欠陥というものも指摘されておるわけですね。ですから、憲法9条を変えるべきだという、そういう憲法学者さえ、今、政府が出しておる法案について、憲法違反だと、違憲だということを指摘されておって、それならば、ちゃんと9条を改正して、そして、集団的自衛権を行使すべきだという、そういうことを言われておるんですね。

だから、憲法の解釈をどんどん広げていくということは、非常に危険な考え方、やり方だということになると思うんですね。幾らでも、その時の内閣が変更することができる。憲法というのは、国の基本でございますので、それに基づいて、いろんな法律もできるわけでございますし、憲法88条では、それを守らんなんと、国会、国务大臣というかね。そういう立場であるべきなので、法律の上において、憲法をそれに合わせるというようなことを言う大臣もおるわけございまして、それがこの法案の中心に座って、進めておるということを考えても、非常に危険な、もう白を黒と言い負かすというようなことをやっているわけなんですね。

先ほど来、いろいろ煽るようなことやとか、そういうことを言われますけれど、逆に今の進めておる政府の大臣等は、そういうことをやっているわけでございますから、まさしく白を黒と進めておるのではないかというように思うんですけれど、そういうことについて、提案者として、どう考えておられるのか。

先ほど申し上げましたように、自民党の高村副総裁は、憲法学者の指摘したことに對して、そんなことは聞く必要ないと。最高裁が決めるんだとか、そういうことを言われるわけなん

ですね。やっぱり、真摯にそういう声も聞いたり、国民の声をちゃんと聞いて進めていくというのが当然だと思うんですね。

また、国会議員、選挙で選ばれたといいますが、集団的自衛権やとか、こういう法律やとかいうところまでは、全てを委任したわけではないんですね。我々の声を代表して、国会で審議していただくということは、当然、そういう代表ですけれども、100%全てを委任したわけではないし、選挙で、私はこういうこと、憲法9条の問題、集団的自衛権をやりますというようなことをちゃんと公約をして、当選された方は限られた方でごさいます、当然、そういうことをしっかり選挙の中で訴えて、それに基づいて国会でやっていただくというのは、やっぱりあり方としては、当然そうだと思います。

選挙のときに何も言わずに、選挙が終わって、当選すれば、どんどん進めていくという、そういうことは、私は信義にも劣るし、国会議員として本当に不適格だというように思います。やはり、そういうものはしっかり国民に審判を仰いで、進めていくというのが、私が基本だと思うんですけれども、その点もあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○9番（鈴木利明君） いろいろな点で、集団的自衛権について、鈴木さんはどう思うかと言われたのでお答えただけでして、あとの提案者の皆さんお三方もどう考えていらっしゃるかはわかりません。ただ、私の私見を述べただけでございます。

今、山田議員がおっしゃったように、私は1点、慎重審議をしてほしい。その中には、今、ご指摘のように、みんなの声も真摯に耳を傾ける、反対の意見も聞く、そのことが慎重審議のスタートやというふうに認識をいたしております。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） 動議として提案をされました、平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書案に討論を行うわけでございますが、それに先立ちまして、一言申し上げておきたいと思います。

提案された意見書案について、非常に残念なことだと思っております。それは今、安全保障法制が国会で審議をされておきまして、国民の焦眉の的になっておきまして、二度と戦争をしてはならないと、こういう声が大きく広がっておりまして、世論調査でも安全保障法制の慎重審議を求める声は8割以上となっているわけでありまして。こうした声に応じて、京丹

波町議会として、全会一致で提案する、採択する、何よりも大事にすべきだと考えておるわけでございます。

日本共産党の議員団が提出いたしました意見書案は、事前に提案をして、検討していただく時間も保障するために、全議員に配付もされているわけでございます。議会として、一致できるように、話し合いの場もなく、動議が新たに提案をされました。話し合い、合意が努力をするという考えはなかったのか、本当に残念であります。

議会は住民の代表の機関として、党派、また、立場の違いを越えて、それぞれの立場でやっておるわけございました。そういう立場の違いを乗り越えて、話し合いをして、合意を目指すということが第一に必要なというふうに私は考えております。京丹波町議会は、会派制をとっておりませんので、議長がそういう指導をして、まとめていただきたかったということをまず初めに申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、議員発議第4号の平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書案に反対の立場から討論を行います。

先ほど、提案をされました、議員発議第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の賛成討論で、今、国会で審議されている国際平和支援法と10の法案を一まとめにした平和安全法制整備法が国会に提出され、審議をされている中で、この法案が憲法9条を踏みにじり、日本を海外で戦争する国につくり変える、戦後最悪の法案であり、戦争か平和、日本の国のあり方、日本の運命を左右する岐路にあることを指摘いたしました。

第一は、憲法を蹂躪する違憲立法であるということ。第二は、この法案を推進している勢力が異常なアメリカ従属を特徴としていること。日本政府が米国の違法な武力行使を違法と批判できるのかということ。戦後、国連憲章と国際法を蹂躪して、数多くの先制攻撃の戦争を実行してきた米国の武力行使に、日本政府は国際法上違法な行為として反対したことは一度もないこと。こんな国は世界の主要国の中で日本だけであること。第三は、戦後の国際秩序は日独伊三国の戦争は侵略戦争だったという判定の上に成り立っていること。過去の日本の戦争を間違った戦争と言えない安倍政権がこの法案を推進する危険を指摘したところあります。日本自身の過去の戦争への反省のない勢力が、憲法9条を破壊して、海外で戦争する国への道を暴走すると、これほど危険なことはないことを指摘しました。衆議院憲法審査会で、戦争法案を推進する自民党が推薦した憲法学者自身が、集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だと述べるなど、憲法違反の法案であることは明らかです。

提案されている意見書案の中で、近年、我が国を取り巻く安全保障状況は緊張の一途をたどっている、そのような現状のもと、安全保障政策を構築する責任があるとして、慎重審議

を行う内容ですが、我が国を取り巻く安全保障状況は緊張の一途をたどっていることを前提にしており、結果として、集団的自衛権の行使などを容認することになり、立憲主義を否定することになります。

元防衛庁教育訓練局長であった、現新潟県加茂市長の小池清彦市長は、後方支援は国際的には兵たんで武力行使そのものであること。戦争の一部どころか、最も重要な部分であると指摘をされております。世界では、武装部隊が出て行けば、武力行使と見なされること、平和憲法があるがゆえに、日本は朝鮮戦争にもベトナム戦争にも湾岸戦争にも派兵させられることがなかった。我が国の同盟国が攻撃をされれば、我が国が攻撃をされていないのに、他国を攻撃することができる集団的自衛権は、全て憲法違反となります。集団的自衛権行使容認は憲法改正と同じ結果を生みます。米国から派兵要求は断れず、自衛隊は世界の熾烈な戦場に派兵され、おびたしい戦死者が出かねません。政府はやがて、徴兵制を敷かざるを得なくなりますと、指摘をされております。

今、大事なものは、現憲法のもとではできないことを、白を黒としようとしていることです。弁護士会や自民党現職の村上議員が指摘されるように、憲法の解釈を一方的に変えたり、憲法を法律に合わせた、だから、違憲ではないという中谷防衛大臣の立憲主義を否定して、法案をあくまでも押し通そうとする安倍政権に政党政派を超えて、憲法を守るような声を上げていくことが、今、本当に大事になっていること。提案されている意見書案は、我が国を取り巻く安全保障状況は緊張の一途をたどっているとしていますが、軍備対軍備では解決になりません。軍拡競争の結果は歴史が示しています。非軍事で、平和的話し合いを粘り強く行うのが原則であります。

こうした点を指摘し、二度と戦争する国にしてはならないと願う多くの町民の声とは大きくかけ離れていることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程されました発議第4号について、私は悲惨な戦争に強く反対した上で、平和な社会の維持を心から願い、討論いたします。

戦後、70年間、我が国の安全保障に関する真剣な議論を通じて、平和憲法の理念を維持しながらも、現実的な政策を積み重ね、自衛隊や日米安全保障条約が他国からの侵略に対する抑止力として、その効果を発揮し続けてきました。その経過のもと、我が国が侵略に屈しない、強固な意思を内外に示し、平和を維持してきたことはまぎれもない事実です。

しかしながら、近年、我が国を取り巻く安全保障の状況は一変し、緊張の度合いは年次を

追うごとに増加の一途にあります。そして、その解決に向けた糸口は見出せてはおりません。このような現状の中、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持しながら、国民の生命を確実に守るという観点のもと、国民の声に真摯に耳を傾けながら、国政において、平和安全法制関連法案のより一層の慎重な審議が行われることを強く求め、発議第4号の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 私も、今、上程をされております発議4号に賛成の立場で討論に参加をしたいというふうに思います。

まず、提案者の鈴木議員とは、状況が変われども、私も父親の兄が戦死した遺族の家庭に生まれまして、日本国が先の大戦を踏まえまして、二度と戦争をする国になってはならないとの強い思いを持つ一人でありますことを冒頭に申し添えまして、賛成討論といたします。

今国会では、政府が提出した集団的自衛権の行使容認を含めた内容の平和安全法制関連法案が審議されている最中にある。事の発端は、日本を取り巻く海域での領有権を主張している東シナ海周辺での中国の挑発的な動きに対する対応や、北朝鮮の挑発的行為による朝鮮半島有事の際の脅威、また、世界に脅威を与えているイスラム国の存在など、いずれも軍事優先主義、軍事支配主義の中での緊張状態が日本にも大きな影響を与えている現状を鑑み、これらを受けて、集団的自衛権の行使容認を自衛権の範疇にあるとの認識で成立させようとしているものでございます。

昨日の今国会、2回目の党首討論の場において、安倍首相は憲法の範囲内にある、解釈変更の正当性、合法性には完全に確信を持っていると述べ、合憲性を主張し、日本の存立を守るためには、安保環境の変化を受け、集団的自衛権の行使容認に踏み切った正当性を主張いたしました。こうした首相や政府の見解の正当性は、広く国民の間で共有されておらず、関連法案の内容はまだまだ国政の場で議論を尽くした状況にないのが国民の共通した認識であります。まさに、そうした関連の地域では、常に緊張状態にあるのは承知しているものの、憲法にうたわれている平和を守り、かつ、国民の命と暮らし、財産を守ることを最優先とした法制の整備として議論を尽くしてほしいと願っているところでございます。審議は尽くさなければならず、会期を大幅延長し、慎重審議が必要との政府筋や周辺与党間での調整がされているようでございますけれども、これはまさに当然のことでございます。

よって、関連法案の審議に当たっては、国民の声に耳を傾け、国民が共有できる内容として理解できるよう、慎重審議を行うよう強く求め、本意見書に賛成するものであります。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発議第4号を採決します。

発議第4号 平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願いたいと思います。

《日程第12、発議第3号 「共通番号制度（マイナンバー制度）」の中止を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第12、発議第3号 「共通番号制度（マイナンバー制度）」の中止を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいま発議第3号 「共通番号制度（マイナンバー制度）」の中止を求める意見書の提案理由を申し上げたいと思います。

今年の10月1日から、全ての国民に12桁の個人番号が通知をされ、来年の1月から、税や社会保障の情報を国が一括して管理、活用するとしています。そして、マイナンバーを使っの個人情報を活用できる範囲は、税、社会保障、災害対策の分野としておりましたが、今国会において、金融機関での預貯金口座を開設する際に個人番号を記入させる、また、特定健診のデータや予防接種の履歴もマイナンバーで一元的、一まとめに把握できるようにするものであります。

まさに今、125万件の年金の個人情報の流出が発覚をし、多くの国民から不安と批判の声が広がっております。さらに、マイナンバー制度には、より多くの個人情報が集積されることから、公共機関の情報管理を請け負うIT企業幹部は、次から次へと出てくるウイルスへの対策は追いつかないのが現状であり、完全に防ぐことはプロであっても至難の技であるといえます。

また、従業員の給与から税や社会保険料の控除を行う、全ての事業所でマイナンバーを使

うことが義務づけられていることから、中小零細企業では、システムの更新や整備、情報管理の費用負担が必要となり、多大な負担を強いられます。

このような問題が明らかになってきている今、個人情報の流出の危険、中小零細企業への負担などの観点から、10月からの通知、1月からのマイナンバー制度の実施を中止するよう強く求めたいと思います。議員の皆様の賛同を求めるものであります。

また、意見書案は事務局で朗読をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本事務局長。

○議会事務局長（堂本光浩君） それでは、提出者であります、坂本議員よりご指示がございましたので、発議第3号、意見書案を朗読させていただきます。

「共通番号制度（マイナンバー制度）」の中止を求める意見書案。

全ての国民の番号をつけ、税や社会保障の情報を国が一括管理する共通番号制度（以下、「マイナンバー制度」という。）が、本年10月1日から、国民への通知、平成28年1月からの一部運用が開始されようとしている。そして、今国会において、銀行口座や健診結果などにも対象を広げるための法整備が審議中であり、安倍内閣総理大臣は、産業競争力会議において、医療分野への利用拡大、民間分野での利用の加速化等を指示するなど、さらに拡大しようとしている。

しかし、このマイナンバー制度に対しては、今なお多くの国民から不安と批判の声が広がっている。

第一に、年金機構において、大量の個人情報流出が起これ、マイナンバー制度でも同様の流出が起これない保障はない。マイナンバー制度のように、より多くの情報が集積されれば、サイバー攻撃などのリスクも高まり、もし、流出すれば、国民に甚大な被害をもたらすことは明らかである。

第二に、マイナンバー制度では、従業員の給与から税や社会保険料の控除を行う、全ての事業所でマイナンバー制度を使うことが義務づけられていることから、中小零細な事業所では、システムの更新や整備、情報管理の費用など、多大な負担となる。

このような問題が明らかになってきている今、国会及び政府におかれては、個人情報の流出の危険、中小零細企業への負担などの観点から、マイナンバー制度に基づく10月からの番号通知、1月からの運用を中止するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月18日、京都府京丹波町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣。以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発議第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） それでは、議員発議第3号 共通番号制度（マイナンバー制度）の中止を求める意見書案に賛成の立場から討論を行います。

今年10月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、国民に番号通知が行われることになっていますが、この制度の実施を前にして、日本年金機構から125万件の個人情報流出した問題は、内容が明らかになるほど、対応が後手後手になっていること。そこには、効率化のもとに、民間に委託する、これをさらに再委託するなどしていることも情報管理に大きなリスクとなっております。結局、国民一人ひとりの情報を守ることを最優先するのではなく、効率化を最優先する考え方が大きな要因となっているのです。

今回の日本年金機構の個人情報流出以外にも、ベネッセなど、相次ぐ民間企業の情報漏えい事件も発生しております。ご承知のように、昨年、このベネッセの個人情報流出事件は、推定で2,895万件の個人情報を流出させ、大問題になりました。

今回の日本年金機構から125万件の個人情報流出した問題は、予定されている共通番号制、マイナンバー法の実施についても、個人の情報が本当に守られるのか、国民に大きな不安と危機感を募らせています。

こうしたことを受けて、日本共産党の山下参議院議員は、内閣委員会で菅官房長官に認識をただしました。1つには、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること、2つには、意図的に情報を盗み得る人間がいること、3つには、一度漏れた情報は流通売買され、取り返しがつかなくなること、4つには、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなることを指摘し、菅官房長官に見解をただしました。長官は、そういうものであることを基本に防護体制をつくるのが大事だと答えましたが、実施を予定しているマイナンバー制度には、この4つのリスクを高める危険性があることを指摘し、中

止を求めました。

また、導入されている海外では、問題が多く発生していることも明らかになっています。韓国では、8年間に二億数千万件もの不正アクセスと内部から個人情報が出ていること。アメリカでは、成り済まし犯罪が激増し、2006年から2008年の3年間だけで、約1,170万件、被害総額約1兆7,300億円にもものぼると報じられています。

このように、アメリカや韓国で、この番号の流出により、多額の被害が出ているのです。また、イギリスでは、一旦導入を決めた国民IDカード法を、人権侵害への危険があることや、巨費が浪費されるおそれがあるとして、廃止をしております。

マイナンバー制度は、個人の情報を全て同じ番号で管理するもので、公平な給付と負担の確保の名の下に、所得、資産の調査、さらに、預貯金や病歴などにも広げて、全ての情報を管理することとなっています。国民にとってデメリットが大きいことは明らかです。

また、中小零細企業も、アルバイトも含め、従業員のマイナンバーの管理のための投資が必要になり、何の助成もなく、負担増になります。

こうしたことから、共通番号制、マイナンバー法の中止を求める意見書を提出すべきことを申し上げて、賛成討論といたします。

私、官房長官を「カン」と言いましたが、「スガ」ということですので、訂正して、おわび申し上げます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発議第3号を採決します。

発議第3号 「共通番号制度（マイナンバー制度）」の中止を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。

よって、発議第3号は、否決されました。

北尾君。

○8番（北尾 潤君） 動議を提出します。

私、北尾ほか、原田議員、鈴木議員から提出の発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書を直ちに日程に追加し、議題をすることを望みます。

○議長（野口久之君） ただいま、北尾潤君から、発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書を日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

発議第5号を日程に追加し、議題とする動議を採決します。

この採決は起立によって、行います。

この動議のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員です。

よって、発議第5号を日程に追加し議題とすることの動議は可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《追加日程第2、発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書》

○議長（野口久之君） 追加日程第2、発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

北尾潤君。

○8番（北尾 潤君） それでは、ただいまより、発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書の提案説明をさせていただきます。

政府は、成長戦略である日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用を独立行政法人GPIFに対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、昨年10月31日に国内・国外株式比率を各25%に倍増することを認可・公表し、ハイリスク・ハイリターン of 危険な運用をしようとしています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものと考えます。

さらに、GPIFには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま一方的に見直しの方向性を示すことは、国民の年金

制度に対する信頼を損なう可能性があります。また、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の仕組みがつくられていない中では、被保険者・受給者が被害をこうむることになりかねません。こうした現状に鑑み、意見書を提出させていただきます。

なお、意見書の朗読は事務局をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本事務局長。

○議会事務局長（堂本光浩君） それでは、発議第5号の意見書案につきましても、朗読のご指示がございました。趣旨に関しましては、今、北尾議員、提出者のほうからございましたので、この文面でいいますと、記以降、要望事項に関しまして、読み上げをさせていただきたいというふうに思っております。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、被保険者の利益を第一に考えた運用を行うこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとする利害関係者から参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月18日。京都府京丹波町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより発議第5号の質疑を行います。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） また、見せていただいて、何点か意見書案について、提出者、綿密な調査のもと、提出されていることだと思いますので、答えていただきたいと思います。

まず、2行目の高齢化率の高い都道府県では、府民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているというふうにあります。これ、恐らく47都道府県、全てわかっている。高い、低いということがわかると思うんですけど、まず、京都府はどれぐらいの位置にあるのか。そして、わかるなら、京丹波町はどれぐらいの%にあるのか。そして、もっと言うならば、この17%、20%を出した数字の原典は何かも教えてください。

そして、ちょっと質問が幼稚で申しわけないのですが、GPIF、これは何の略なのかも

教えてください。

そして、国内・国外株式比率を各25%に倍増するというふうにあります。昨年10月31日時点で何%ぐらいあったのか。そして、倍増ですので、12.5%というふうになるかと思うのですが、何か12.5%やったのかということも教えてください。

そして、その下のハイリスク・ハイリターンのすぐ下ですが、厚生年金保険法の規定に基づきとありますが、これは第何条のことかも教えてください。

そして、最後のほうですが、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の仕組みがつくられていない、これは本当につくられていないのか、1つもないのかどうかということも、ちょっと教えてください。

そして、記の3番目ですが、保険料拠出者である労使を初めとする利害関係者が参画しとありますが、利害関係者という言葉でくくると、これ、全ての国民が入るんじゃないかなというふうに思うのですが、年金に関係ない人は日本国民にいないとも思いますので、なぜ、利害関係者という言葉、あえて言うなら、ステークホルダーという言葉があると思うんですけど、ステークホルダーではないのかどうか。

この5点、お答えください。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） ちょっと手元に資料がないものは答えられないです、済みません。

答えられるところだけ答えますし、また、答弁もれがあったら、お願いします。

順番がばらばらになるかもしれませんが、年金積立金が毀損した場合の仕組み、これは僕の認識では、将来に回すような仕組みになっているのではないかなと。例えば、こちらから求めようと思うのが、今現在のこの運用に失敗した場合に、本当は今現在の運用に関しての責任を負っているのは僕らなわけで、だから、受給者だとか、または、被保険者ですね。今のこれにかかわって、この法案を支持している人全体が負わなきゃいけないんだらうなと思うんですけど、多分、すぐに損を今、償却しなきゃいけないというわけではなくて、多分、将来上がればいいやという部分があるのではないかなと。それはどういうことかといったら、将来に、その先、ずっと損が続いた場合に、将来の人たちが負担する仕組みになっているのではないかなというところを指摘しています。

国内・国外株式比率、25%、これも、以前はこの法案の前とかは、国債が60%で、国内株式が12%で、国外株式とあと外国債が、どちらかが11%、どちらかが12%だったように思います。

GPIFはちょっと英語が苦手なので訳せないのですが、年金積立金管理運用独立行

政法人の略ではないかなと思われます。

ほかは何かありましたか。

(発言する者あり)

○ 8 番 (北尾 潤君) 資料がなくて、答えられないです。

済みません。京都府の所得の何%を占めているかとか、その辺は資料がなくて、答えられません。

(発言する者あり)

○ 8 番 (北尾 潤君) 先ほど、山崎議員が言われた横文字なんですけれど、僕なりに調べて、こう訳してしまいましたが、ちょっと違いがどのようにあるのかがわかりません。

(発言する者あり)

○ 8 番 (北尾 潤君) 全くわかりません。

○ 議長 (野口久之君) 山崎君。

○ 1 2 番 (山崎裕二君) これは北尾議員が調べて書かれたんじゃないんですか。もう一度、お答えください。

○ 議長 (野口久之君) 北尾君。

○ 8 番 (北尾 潤君) 調べて書きました。

○ 議長 (野口久之君) 山崎君。

○ 1 2 番 (山崎裕二君) 第何条かもわからへんのに、調べたことになるんですか。

あと、12%やったやつが25%になるというのは、実際の運用、直近で結構ですので、国内株式が何%ぐらいか、外国株式が何%ぐらいか、そして、わかっている範囲で、収益率であるとか、この収益額、年度で一番最近のもので、わかっている範囲で教えてください。どれぐらいあるやつが今、25%にすればどうなるのかといったところも、できれば教えてください。

○ 議長 (野口久之君) 北尾君。

○ 8 番 (北尾 潤君) 直近のデータはないのでわかりません。

ただ、こうしていこうという数字だけを拾って、それでもすごくハイリスク・ハイリターンだなと思いました。国債がもうぼろぼろになるというのは、日本の国がだめになるということなので、もうそれはそういうことかなと思うんですけれど、今まで国債が60%というところに依存というか、お金を貯めていたという感じなので、そこを12%の株式を25%に引き上げる。プラス、マイナス、9%やったかな、8%やったかな、まで許されるので、最高三十何%まで許されるということです。

これは、例えば、25%だとしても、130兆円の25%で、33兆円。これが国内株式に回されたとして、リーマンショックみたいに6割ぐらいがぼんと落ちた場合に、もう20兆円が吹っ飛ぶわけです。そう考えたら、国債のままのほうが、まだ国債の比率が高いほうが、まだ安全だったなど。何でこんな、ばくちみたいなことをやるんだろう。やっぱ株価って、上がったたり、下がったりするから、株価なわけで。よくこれ、議論するとき、今、株価が上がっているじゃないかというのですけれど、もう当たり前で、何十兆円もこの年金が積み込まれているんで上がるに決まってて、それを今度、国際社会、国際経済どこからでも、この日本のつぎ込んだお金でとれてしまうわけで、すごく危険だなというふうに思って、この意見書をつくりました。

直近の数字はわかりません。以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっとお聞きしたいんですけど、この問題というのは、去年の10月、もう少し前からでしたけれども、具体的に発表されたのが10月で、株価が一時、安倍内閣の経済政策が行き詰まるのと違うかということで、株価がちょっと下がりかけたときにこれが発表されて、株価が持ったんだと思います。

それから、もうほぼ半年たっているんですけど、何か、実は今日、ちょっとほかの情報によりますと、今日は2万円を割り込んだそうです。そういう危険性があるとか、そういう情報が入っていて、今、こういう発議をされるのか。それとも、本来なら、去年の12月前後にやっておくべきことを半年後にやるのんか。

場合によりましては、こんな失礼な言い方はいかんのかわかりませんが、今、申し上げたように、株価が2万円を割ったという最新の情報があって、こういう発議を出されたのか。それとも、半年も、言ってみたら、ニュースソースがなくなったものを、思いつきで出されたのか、その辺の区別をしておかないと、議会として、こういうのを出した場合に、議会の価値というんですかね、評価が、やっぱり、今ごろ何を言ってるのと言われかねませんし、また、先ほど申し上げたように、今日2万円を割った、その原因があったので、こういうことが出せたとなったら、京丹波町は田舎にいながら、情報がいいんだなどといって、ほめてもらえることにもなりますし、どちらなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾潤君） 株価が上がっても、下がっても、この意見書は必要だと思いますので。特に、上がっているときに、この政策がよかったから上がっているんだというのが一番危険な考えだと思います。それは上がっているうちはみんなうれしいんだろうけど、この何兆円

も、何十兆円もつぎ込まれたやつが、多分、下がる時はどこかに持っていかれるわけで。ということで、別に株価の上下にかかわらず、この意見書は出しました。以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっと質問の内容がわかりにくかったようなので。そしたら、今日偶然、2万円を割ったんは、そういうことはわかってから出されたわけじゃないということですね。そしたら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと1点、提出者にお尋ねしておきたいと思うんですけど、今回提案になっております、年金運用の関係でございまして、こうした意見を出すということは非常に大事なことだと思うんですが、本来、こういう内容であれば、緊急の動議というよりも、事前に議会運営委員会に提出されて、そして、本会議にかけられるというのが本来の筋道かと思うんですが、北尾議員は議運の委員長もされてございまして、そういう仕組みについては、一番、よくわかっていただいている立場の方でございまして。その方があえて、その動議として提出をされるということについて、ちょっとどうなのかなど。緊急的なものは、当然、そういうこともあろうかと思いますが、そういう役職との関係も踏まえて、どうしてお考えなのか、伺っておきたいとなど。

本来なら、議会運営の、そういう中心に座る部長でございまして、ほかの方が委員長の相談もされながら提案するというのも1つの方法かと思うんですけども、ちょっと議運の委員長が緊急動議で出されてというのは、緊急という問題からいって、どうなのかなど。議案の中身というよりも。その点について、ちょっと伺っておきます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 議運で出された後に、ここに出すほうが、もちろん、皆さんの目に入る時間が長くて、検討時間も長いのは、それはそうだなと思うんですけども、ルール上、問題がないと判断して、こういうふうな形をとりました。以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 提出者にお伺いいたしますが、年金積立管理運用独立行政法人の最新の情報によりますと、資産構成割合は、確かに、この意見書で述べられているように、外国株式が25%、国内が25%、外国債券が15%、国内債券が35%ということで、100%ということなんですけども、実際は、これは平成26年12月末の資料なんですけども、どういう運用構成割合になっているかと申しますと、国内債券が43.13%、国内株式が19.80%、外国債券が13.14%、外国株式が19.64%、短期資産が4.30%

という、こういう構成割合になっておりまして、これを見ますと、ハイリスク・ハイリターンというような構成には、そんな、現実には運用になっていないというふうに私は感じますが、提出者はどうお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 最初の国債60%、日本株20%、外国債11%、外国株12%よりは、国債の比率が下がっていますし、日本株の比率も、もう1.5倍以上になっていますし、この時点でそうですし、これからも、日本株25%、外国株25%にしていくわけで、高める可能性はあるので、そこにくぎを刺すための意見書です。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっとしつこいようなんで、もう一度、伺っておきたいと思うんですが、今もありましたように、やっぱり動議で出されますと、議案の内容についても十分、検討して、態度を表明するというのも非常に難しいといいますが、厳しい面があります。やはり、議会ですので、やはりこれからは事前にそういうものを提出していただいて、やっぱり議員のそういう熟読期間とか、検討期間とかいうのをしっかり保障するように、議会運営委員長としても、そういう立場で対応していただきたいし、すべきだと思いますので、今後のこともありますので、あえて申し上げておきたいと思ひますし、そういう気持ちがあれば、議会運営委員会の場で、こういうことを今、用意しておるんですね、ぜひ提出したいということをお頭でも言ってもらっておけば、また検討もできるわけで。

やはり、我々それぞれ会派制はない、今のこういう状況の中で、突然その議案が出されると、一定の、先ほどもありましたけれども、時間をいただいて検討せんと判断できない、そういう内容もありますので、そういうものをしっかり保障して、そして、議会としての役割を果たしていくということが、当然、我々に求められているわけでございますので、今後については、そういう立場でやっていただきたいし、やるべきやと思ひますので、その点の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○8番（北尾 潤君） 先ほど、申し上げましたように、長く皆さんの目に触れる機会があったほうがいいなと思うのですが、ちょっといろいろと調整があつて、何でもルール内で、できるだけ議員の権限というのを制限することなくやるのも、議会運営委員長としての役割だと思いますので、山田議員のご指摘もしっかりと頭に入れながら、議会運営をしていきたいと思ひます。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、発議第5号を採決します。

発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま決議されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

《日程第13、閉会中の継続調査について》

○議長(野口久之君) 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

《日程第14、議員派遣の件》

○議長(野口久之君) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成27年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 東まさ子